

27川監公第1号
平成27年1月7日

川崎市職員措置請求について（公表）

平成26年11月13日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員	村	田	恭	輔
同	奥	宮	京	子
同	菅	原		進
同	宮	原	春	夫

(別紙)

26川監第632号
平成27年1月7日

請求人 坂 卷 良 一 様

川崎市監査委員	村 田 恭 輔
同	奥 宮 京 子
同	菅 原 進
同	宮 原 春 夫

川崎市職員措置請求について（通知）

平成26年11月13日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

監査の結果

[請求内容]

川崎市職員措置請求書

2014（平成26年）年11月13日

川崎市監査委員 様

住所 川崎市宮前区五所塚1丁目21番3号
職業 (略)
氏名 坂 卷 良 一

まえがき

自家用電気工作物保安管理業務の外部委託制度につきましては、電気事業法等の規定により、「個人の電気管理技術者」と「指定された北海道から沖縄までの全国10の財団法人（北海道、東北、北陸、関東、中部、関西、中国、四国、九州、沖縄）電気保安協会）」のみしか認められておらず、仮に、電気保安法人と契約をしようとする場合は、それらの財団法人と特命随意契約をせざるを得ませんでした。（「個人の電気管理技術者」と「指定された財団法人電気保安協会」との競争は、制度上、従前も可能）【事実証明書1】

それが、平成14年3月28日付け行政改革推進本部決定の「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」という国の規制改革により、2003（平成15年）年7月に電気事業法施行規則が改正され、指定された財団法人のみならず、民間法人にも自家用電気工作物保安管理業務の外部委託が認められるようになり、その改正規則は、2004（平成16年）年1月より施行されました。

自家用電気工作物保安管理業務については、2ページ目の別表5、具体的な措置内容は、8ページ目から始まる別表5の9ページ目からの経済産業省の項目の中の10ページ目に「自家用電気工作物の保安監督業務」で具体的な措置内容が記載されています。【事実証明書2】

川崎市の委託契約では、当然のごとく、法令の改正に基づき、指定された財団法人との特命随意契約ではなく、法令改正で認められた民間法人を含めた競争性のある契約方法を採用し始めました。

それは、平成26年度においては、一般競争入札が1件と見積もり合わせ契約が37件の計38件となっております。【事実証明書3】

しかしながら、既に、電気事業法施行規則改正から11年が経過しておりますが、平成26年度の委託契約において、未だに電気事業法施行規則改正以前の状況であります特定の財団法人への特命随意契約を継続している24件の契約案件が見受けられました。【事実証明書4】

また、現行の川崎市の長期継続契約に関する条例においては、自家用電気工作物保安管理業務については、条例に定める範囲に該当しないものとの契約課の判断から、長期継続契約の対象にしておりませんが、川崎市の財政状況を考えた場合、直ちに条例を改正し、長期継続契約の対象とすべきと考えます。【事実証明書5】

したがって、次の通り、川崎市職員措置請求書を提出するものであります。

1 請求の要旨

川崎市監査委員が、契約行為に関わる川崎市職員に対し、事実証明書4に記載の24件の特命随意契約案件について、次年度以降も特命随意契約を締結することは違法もしくは不当であるので、2003（平成15年）年7月の電気事業法施行規則の改正主旨を理解することとともに、その電気事業法施行規則の改正主旨を踏まえてもなお特命随意契約を締結しなければならないのかの判断を厳格に行い、安易に特命随意契約方法を適用せず、事実証明書3に記載の一般競争入札契約1件、見積もり合わせ契約37件の計38件の競争性のある契約案件と同様に、より競争性のある契約方法を適用するように勧告することを求めます。

また、川崎市監査委員が、長期継続契約に関する条例を所管している川崎市職員に対し、現行では認めていないとする自家用電気工作物保安管理業務の長期継続契約について、長期継続契約の対象となるように、必要な条例の改正を行うよう勧告することを求めます。

現在の単年度契約の特命随意契約を、以下に立証する競争性の導入と併せて長期継続契約も取り入れた契約方法とした場合、現在の40,217,281円の少なくとも10パーセントに該当する約400万円程度の経費の効率化に繋がると考えられます。

2 事実証明書4に記載の24件の特命随意契約理由等

各個別の特命随意契約理由は、次の(1)から(14)のとおりであります。それを一覧表にまとめたものも作成いたしました。【事実証明書6】

(1) 公文書館の特命随契理由【事実証明書7】

- ・長年にわたり点検業務を行っているので、信頼がおける。
- ・常時24時間体制で緊急事態に対応できる。
- ・事業所も近い。

- ・長年契約しているので、公文書館の施設や設備に熟知しているので、緊急時に的確に対応できる。
 - ・委託料の前納制度により割引を受けられ、低廉な経費となる。
- (2) 危機管理室の特命随意契約理由【事実証明書8】
- ・当該事業者は、電気保安法人としての基準を満たしている。
 - ・保安管理業務を当該事業者に委託するものと規定して経済産業省に届け出ている。
 - ・本市各施設における自家用電気工作物の保安管理業務の実績もあり、本業務の対象設備を熟知している。
 - ・については、当該事業者が最適であると考えられる。
- (3) 平和館の特命随意契約理由【事実証明書9】
- ・当施設は、自家用電気工作物保安業務の主任技術者の専任ができないため、施設開設時に財団法人関東電気保安協会(当時)と委託契約することによる主任技術者の不専任承認申請書を通産省関東通商産業局長(当時)あてに提出しているため。
- (4) こども家庭センター総合支援課の特命随意契約理由【事実証明書10】
- ・自家用電気工作物の点検業務は保安規定に基づき毎月実施することと定められているが、無停電の絶縁監視装置を設置した場合は、隔月での点検でよいとされている。
 - ・一般に自家用電気工作物の点検業務のみについては、他社でも行うことができるが、他社の場合、無停電の絶縁監視装置を持っていないことから、毎月の点検が必要となり、絶縁装置を含む隔月の委託契約を締結することができない。
 - ・今回の選定業者である一般財団法人関東電気保安協会神奈川事業部については委託契約に無停電の絶縁監視装置設置まで含むことができ、また委託期間に合わせてその設置等が迅速に対応できる事業所であるため、隔月の点検実施とすることができる。
 - ・また、委託期間中、無停電の絶縁監視装置を設置することにより漏電の監視も併せて行えることから、不測の事態にも迅速に対応ができる。
 - ・こども家庭センターは定員40名の一時保護所を併設しているため、24時間機能している必要があり、また、保護児童にとっては家庭と同等の日常生活空間でもあるため、一般とは性質が異なる事業所であり、不測の事態に対応できる無停電の絶縁監視装置の設置は必須である。
- (5) 北部地域療育センターの特命随意契約理由【事実証明書11】
- ・本センターは、自家用電気工作物保安業務の主任技術者の選任ができないこ

とから、センター開設時に、財団法人関東電気保安協会と委託契約することによる主任技術者の不選任承認申請書を経済産業省関東通商産業局長あてに提出しているため、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定により、随意契約とする。

(6) 農業振興センター農地課の特命随意契約理由【事実証明書12】

- ・関東電気保安協会は、昭和41年2月に主に東京電力(株)の供給区域において、一般電気工作物の保安業務を行い、あわせて電気の使用及び安全に関することを行うこと目的に設立された財団法人である。
- ・職員数は、3,147人、契約件数は、97,686件(平成20年度末時点)で、設立から現在に至る48年間、電気工作物保安業務に特化した事業を行っている等、豊富な事業実績を誇る。
- ・平成17年から継続して当電気工作物の保安管理業務に当たっており、当電気工作物の過去の点検状況や異常発生個所等の情報について精通しているため、緊急時に迅速な対応が可能である。
- ・事故を未然に防ぐことが必須であるため、継続性が重視される。

(7) 農業技術支援センターの特命随意契約理由【事実証明書13】

- ・当該契約内容は、川崎市契約規則第24条の2(6)に該当し100万円以下であるため随意契約によることができます。
- ・自家用電気工作物の点検、測定、試験を行う専門機関が、財団法人関東電気保安協会のほかにはございません
- ・関東電気保安協会は、当センターの古い電気設備の保守点検経歴が長く、過去の漏電個所等の点検情報も把握、精通しており、一般に開放されている当センター施設での緊急時には、迅速な対応及び事故の防止が可能となります。
- ・加えて、川崎市業務委託有資格者名簿『施設維持管理 電気・機械設備保守点検』に登録があり、指名停止の措置も受けておりません。

(8) 高齢者在宅サービス課の特命随意契約理由【事実証明書14】

- ・当該施設は、自家用電気工作物保安業務の主任技術者の選任ができないため、施設開設時に財団法人関東電気保安協会との委託契約締結による主任技術者不適任承認申請書を通産省関東通商産業局長あてに提出しているため。

(9) 障害福祉課の特命随意契約理由【事実証明書15】

- ・当該業者は、地域福祉施設ちどりの開設時からの請負業者であり、過去の実績及び社会的評価も高いため。

(10) 高津区役所生涯学習支援課の特命随意契約理由【事実証明書16】

- ・関東電気保安協会は、経済産業省の監督下の法人であるため業務内容が確実である。

- ・また、1000km未満の自家用電気工作物の保守業務を実施しており、当該業務を協会に委託することにより、当館に電気主任技術者を選任しなくてよい特典がある。

(11) 教育環境整備室(市立学校まとめ契約分)の特命随意契約理由【事実証明書17】

- ・本業務については、電気事故が火災等、直接児童・生徒の生命に危険を及ぼす可能性がある他、停電等が学校施設周辺地域へも重大な影響を与える危険性があることから、学校施設の安全の確保とともに、事故発生時の迅速かつ的確な対応が求められる。
- ・また、集中豪雨・台風等の災害により、同時に複数の学校施設で事故が発生した場合でも、迅速な対応が求められる。
- ・さらに、川崎市の地域防災計画において、市立の小中学校及び高等学校等が災害時の避難所に指定されている。
- ・また、中学校は地域防災拠点として位置づけられていることから、避難施設としての管理体制という面でも事故における電気関係の迅速な復旧作業が求められる。
- ・自家用電気工作物保安管理業務を受託できる業者は、経済産業省令に定める要件を満たす必要があり、この要件を満たす川崎市の登録業者は5業者である。
- ・このうちの4業者については、①160校規模や市域全体に対応できる体制が確保できていない、②電気事業法に規定される2時間以内の現場への到着が困難、③絶縁監視装置等の多額の初期投資が必要なため単年度契約での対応が困難等のいずれかもしくは複数の理由により、本業務の履行ができないことを確認している。
- ・したがって、本業務規模の保安管理業務に対応可能な体制を確保している業者は、一般財団法人関東電気保安協会のみであることから、契約の性質又は目的が競争入札に適さないものとして地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を行う。

(12) 教育環境整備室(11件の学校別契約分)の特命随意契約理由【事実証明書18-1~11】

11件の特命随意契約理由は、すべて同じ内容となっています。

- ・本業務については、電気事故への迅速かつ的確な対応が児童生徒及び学校施設の安全に不可欠である。
- ・また、学校施設は非常時の地域避難施設でもあり、災害時の迅速な電気事故復旧も必要である。
- ・24時間全市域を対象に緊急対応が可能な体制を確保している業者は一般財

団法人関東電気保安協会のみであることから、当該業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び第2号に基づき随意契約を行う。

(13) 高津図書館の特命随意契約理由【事実証明書19】

- ・受変電設備は、設置されてからすでに26年が経過し、耐用年数(資産運用課耐用年数30年)が迫ってきている(業者による耐用年数は負荷開閉器 耐用年数20年・電灯変圧器 耐用年数25年・動力変圧器 耐用年数25年となっている。)
- ・昨年度の本委託業務において、受託業者から設置機器の状況について改修要請の報告を受けるなど劣化が著しい状況である。
- ・以上の状況を踏まえ、市民利用施設の図書館運営に支障をきたさないよう、設備の故障・事故等が発生した場合、迅速に対応する必要がある。
- ・選定業者は、絶縁監視装置による漏電の監視について24時間体制で対応しているとともに、夜間の警報発生時には緊急連絡先への通報、さらに当該電気工作物の状態の確認・点検のための保安業務従事者派遣も24時間実施可能な業者である。
- ・また、高津図書館受変電設備についての保安管理業務についてこれまでも受託しており、経年劣化の状況や過去の点検情報を把握していることから、設備の故障・事故が発生した場合、迅速かつ的確な対応が可能である。
- ・以上により、当該業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に基づき随意契約を行う。

(14) 総合教育センター総務室の特命随意契約理由【事実証明書20】

- ・当該業務の範囲は、受電盤を同一とする民間業者を含んだ建物全体の自家用電気工作物の保安管理業務である。
- ・電気事業法により電気事業者及び自家用電気工作物の設置者は、電気主任技術者の免状を有する者の中から主任技術者を選任しなければならないと義務付けられており、保安業務を専門として行う業者に業務を委託することができるとなっている。
- ・選定業者は年間を通じて業務に支障(閉園・閉所)のなきよう、不具合等がわかるように遠方監視装置(絶縁監視装置)の通信線を設置できるとともに、災害時の迅速な電気事故復旧体制(夜間を含む)を24時間緊急対応が可能な体制を確保している唯一の業者である。
- ・よって、本市における実績も豊富でかつ当該自家用電気工作物を詳細に知り尽くし、信用・信頼できる当該業者が最適である。

3 川崎市における自家用電気工作物保安管理業務委託の受託が可能な業者の登録状

況

自家用電気工作物保安管理業務の外部委託契約が可能な業者で、川崎市に業者登録している業者数は、少なくとも27社あります。

その27社の内訳は、過去及び現在において、契約締結の実績がある業者と自家用電気工作物保安管理業務の外部委託契約が可能であるとの届け出を経済産業省に届け出ている業者であります。【事実証明書21】

なお、経済産業省関東東北産業保安監督部に届け出ている電気保安法人一覧は、別紙のとおりです。【事実証明書22】

4 川崎市における競争性のある契約を採用している状況

平成26年度において競争性のある契約方法を採用した自家用電気工作物保安管理業務委託は、事実証明書3のとおりであります。その競争性のある契約方法に参加し、金額を提示した業者名を一覧表にし、それぞれの契約の開札状況表も添付いたします。【事実証明書23】

このことは、平成15年の電気事業法施行規則の改正を理解し、特定財団法人との特命随意契約を止め、多少の手間はかかっても、市財政の効率化、競争性及び透明性を図るため、各所属の担当者は、契約可能な業者を調査し見つけ出し、見積もり参加業者を増やす努力をした結果であります。

また、現在のネット社会では、「自家用電気工作物保安管理業務」と検索すれば、多数の検索結果が出てきます。

さらに、この制度の原理原則を知るためには、その所管官庁を調べることとなりますが、そこでは、平成15年の電気事業法施行規則の規則改正も詳しく載っており、届け出のあった業者一覧も事実証明書22の業者一覧のとおり、確認することができます。

各競争性のある契約方法を採用している所属への状況確認の際、この関東東北産業保安監督部の電気保安法人一覧ページに載っている業者を確認し、その中で、川崎市に業者登録している業者を見積もり合わせの業者に選定した所属もありました。

したがって、国の法令改正を見逃すとともに、契約担当者に求められる競争性及び透明性の確保という地方公共団体の契約の原則に則らず、努力の一端も見受けられない前任者の契約回議書をそのままコピーアンドペーストするという状況は、市民はもちろんのこと、他の競争性のある契約方法を採用している同じ川崎市の職員という立場の契約担当者からも許しがたい状況であります。

5 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び第2号の随意契約に関する法令適用

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び第2号の随意契約の適用については、「契約事務の手引き」の15ページの下から5行目「なお、随意契約ができる場合については、基本的には、見積合せが第1号、特命随契が第2号」と明確に規定されています。【事実証明書24】

したがって、その規定に従い、第1号適用を見積もり合わせとし、その川崎市役所統一のルールに従って事務処理を行っている部署が大多数でありますので、その川崎市役所統一ルールに従って事務処理を行っている各所属の回議書を示します。【事実証明書25】

しかし、残念ながら、事実証明書17を除く、事実証明書7から事実証明書20の回議書の伺文を見て分かりますとおり、川崎市役所職員の契約担当者の基本中の基本の「契約事務の手引き」をまったく読まず、第1号適用を特命随契としたり、もしくは第1号と第2号を併用適用し特命随意契約としたりする契約事務担当者が存在しております。人間である以上、当然ミスはあります。そのミスを可能な限り少なくしようとしているのが、組織としてのチェック、つまり1人で事務処理をするのではなく、複数の目でチェックする、それが回議書であるはずあります。

そのチェックシステムがまったく機能していない状況が、そこにありました。

回議書に決裁した文書主任、担当の係長及び担当の課長は、何も疑問を感じることなく決裁をしてしまったのでしょうか。もしくは、回議はすれど中身はまったくチェックせず、単に決裁すること自体そのものが自らの仕事として、処理をしてしまったのでしょうか。もし、そうであるとするならば、基本中の基本もチェックできていない文書主任も、担当の係長も、担当の課長も、川崎市民145万人は、市民のために仕事をしてくれる川崎市職員として、必要であると思っているのでしょうか。

6 自家用電気工作物保安管理業務委託の特命随意契約適用に関する他の自治体における監査の状況

(1) 東京都の平成20年各会計定例監査

29、30ページ及び143ページにおいて、「Cを特命する特段の理由は認められない。」もしくは「競争性を確保することは可能である。」とし、「競争性を確保する観点から、業務委託契約のあり方について見直されたい。」と、指摘しています。【事実証明書26】

(2) 山梨県の平成17年の包括外部監査

「1者随意契約の方式を見直すべきもの」としています。【事実証明書27】

(3) 佐賀県の平成18年度行政監査

21及び22ページにおいて、特命随意契約理由を「緊急時等に迅速に対応できる業者として、近傍地に営業所を設置している業者は、当団体以外にないため。」

としていたり、「電気事業法施行規則に定める委託契約者としての要件を満たしていること、災害等緊急時に早急な対応ができる体制を整備していることなどの要件を満たしているのは、当協会のみである。」とか、「電気事業法による自家用電気工作物の保安業務は、機器に精通し確実な点検及び緊急時の故障対応にも迅速、適確に対処し、ダムの安全を確保できる業者と契約したい。」としています。

それらの特命随意契約理由に対する監査の指摘事項としては、「単一随契理由が不十分である。近傍（武雄、唐津）の総合庁舎では、見積合わせの随意契約がなされている。」であったり、「単一随契の理由が不十分である。同様の業務のできる団体として、数団体があることからして、比較検討し具体的な理由を述べるべきである。」としています。【事実証明書28】

(4) 守口市の平成25年度の定期監査

10ページにおいて、「緊急時に早急に保育園に到達できることなど」とする理由に妥当性がない、としています。【事実証明書29】

(5) 苫小牧市の平成24年度監査結果に基づく市長の措置状況

1者特命による随意契約の根拠が薄弱との監査委員の意見に対して、1者随契を改め、より競争性のある契約方法を採用していく、としています。【事実証明書30】

(6) いわき市の監査結果

監査委員の指摘事項は、「業者登録として22業者存在していることから、1者特命随契には該当しない。」とし、その是正改善要求に対する市長の措置としては、「次年度以降は、競争性を図る。」としています。【事実証明書31】

7 大阪府教育委員会の事例

(1) 監査の指摘事項

平成22年度契約の「府立学校における自家用電気工作物保安管理業務委託契約」については「平成15年に電気事業法施行規則が改正され、保安管理業務を受託する者となれるのは、個人の電気管理技術者及び経済産業大臣が指定する者だけに限定されていたが、平成16年1月よりその限定がなくなり一般競争入札を実施すべきであったにもかかわらず随意契約していた。」とし、そして、「今後は、自家用電気工作物保安管理業務委託については一般競争入札を実施し会計事務の適正化に努められたい。」としています。【事実証明書32】

(2) 前項の平成23年度の監査の指摘を受け、平成24年度の契約の状況

平成21年度から平成23年度までの契約状況を確認したところ、毎年度、特命随意契約で契約業者は、財団法人関西電気保安協会となっていました。また、契約金額は、ほぼ毎年2件の契約で、その合計契約金額は、3,800万円程度

でありました。

平成24年度の契約では、平成23年度の監査の指摘を受け、特命随意契約を一般競争入札に契約方法を変更するとともに、併せて、長期継続契約も採用しました。

特命随意契約では、約160校以上の学校数を2件の契約としていましたが、一般競争入札では民間の保安法人の受注機会の可能性を増加させる必要からだと思いますが、1件当たりの契約単位を23校前後にし、7件の契約に分割しました。

さらに、3年間の長期継続契約も導入しました。

その結果、平成21年度から平成23年度の平均の契約金額と一般競争入札及び長期継続契約を採用した場合の平成24年度の契約金額との比較では、金額として、年間で8,658,482円、率にして22.23%の経費削減に繋がりました。【事実証明書33】

8 徳島県の平成21年度の包括外部監査

徳島県教育委員会に対する包括外部監査の事例です。

12、13ページにあります。具体的な理由としては、13ページの「A協会が、緊急時に迅速対応が可能な営業拠点を県内各地に有していること、これまで事故を起こさずに業務を履行した実績があることなどに鑑みると、生徒の安全安心の観点からは当該業者以外に考えられないからであるとする。しかし、上記設備の保守管理業務は、その業務の性質や技術面から見ても、A協会以外の業者では対応できないというようなものでは決してない。また、緊急時の対応についても、他の業者では対応できないという具体的な根拠がよく分からない。なお、平成20年度を見ても、停電や警報についての報告が3件あった程度に過ぎず、緊急時の対応がたびたび必要という業務でもないようである。」としています。

そして、意見として、「自家用電気工作物保守管理業務は入札等価格競争を経た手続によって契約締結すべきであり、少なくとも一者随意契約としてきた取り扱いについて、本当にそれが適切妥当であるかについて、きちんとした見直しを行う必要がある。」と結論づけています。

この監査結果を受けて、県知事の講じた措置としては、「一般競争入札を実施し、全県的な契約方法のあり方を含めた問題点の検討に着手した。」としています。【事実証明書34】

9 前記3、4、5、6、7、8の状況を踏まえた事実証明書4に記載の24件の各契約案件の特命随意契約理由の妥当性

電気事業法施行規則の改正前は、全国10の電気保安協会が、自家用電気保安管理業務を行うことができる保安法人として、電気事業法施行規則に定められていたため、個人の電気管理技術者ではなく、電気保安法人と自家用電気保安管理業務の外部委託契約を締結しようとする際は、それぞれの財団法人電気保安協会と特命随意契約を締結せざるを得なかったものでありますが、電気事業法施行規則の改正後は、一定の要件を備えた民間法人との契約が自由に行えるようになりました。

したがって、「規則改正を反映させているか否か」と基本的な特命随意契約の理由であります「他の業者では当該業務を受託することが不可能であったのか」の2つのポイントに基づいて、特命随意契約の妥当性について検証してみます。

(1) 公文書館の特命随契理由の妥当性【事実証明書7】

- ・長年にわたり点検業務を行っているので、信頼がおける。
- ・常時24時間体制で緊急事態に対応できる。
- ・事業所も近い。
- ・長年契約しているので、公文書館の施設や設備に熟知しているので、緊急時に的確に対応できる。
- ・委託料の前納制度により割引を受けられ、低廉な経費となる。

以上の理由が、事実証明書1の平成14年3月28日、国の行政改革推進本部決定の「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」に基づき、平成15年7月電気事業法規則が改正され、自家用電気工作物保安管理業務の外部委託承認制度が、民間法人にも認められるようになったことを勘案してもなお規則改正前の特定の公益法人である法人と契約しなければならない理由に該当するのか。

もしくは、事実証明書3のとおり的一般競争入札及び見積もり合わせ契約を採用している38件の同様契約と比較しても、なお、「他の業者ではできない」という特命随意契約の原理原則からして、競争性のある契約方法を採用できないという、やむを得ない理由に該当するのか。

(2) 危機管理室の特命随意契約理由の妥当性【事実証明書8】

- ・当該事業者は、電気保安法人としての基準を満たしている。
- ・保安管理業務を当該事業者に委託するものと規定して経済産業省に届け出ている。
- ・本市各施設における自家用電気工作物の保安管理業務の実績もあり、本業務の対象設備を熟知している。
- ・ついては、当該事業者が最適であると考えられる。

以上の理由が、事実証明書1の平成14年3月28日、国の行政改革推進本部決定の「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」に基づき、平成

15年7月電気事業法規則が改正され、自家用電気工作物保安管理業務の外部委託承認制度が、民間法人にも認められるようになったことを勘案してもなお規則改正前の特定の公益法人である法人と契約しなければならない理由に該当するの
か。

もしくは、事実証明書3のとおり的一般競争入札及び見積もり合わせ契約を採用している38件の同様契約と比較しても、なお、「他の業者ではできない」という特命随意契約の原理原則からして、競争性のある契約方法を採用できないという、やむを得ない理由に該当するの
か。

(3) 平和館の特命随意契約理由の妥当性【事実証明書9】

- ・当施設は、自家用電気工作物保安業務の主任技術者の専任ができないため、施設開設時に財団法人関東電気保安協会(当時)と委託契約することによる主任技術者の不専任承認申請書を通産省関東通商産業省(当時)あてに提出しているため。

以上の理由が、事実証明書1の平成14年3月28日、国の行政改革推進本部決定の「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」に基づき、平成15年7月電気事業法規則が改正され、自家用電気工作物保安管理業務の外部委託承認制度が、民間法人にも認められるようになったことを勘案してもなお規則改正前の特定の公益法人である法人と契約しなければならない理由に該当するの
か。

もしくは、事実証明書3のとおり的一般競争入札及び見積もり合わせ契約を採用している38件の同様契約と比較しても、なお、「他の業者ではできない」という特命随意契約の原理原則からして、競争性のある契約方法を採用できないという、やむを得ない理由に該当するの
か。

(4) 北部地域療育センターの特命随意契約理由の妥当性【事実証明書11】

- ・本センターは、自家用電気工作物保安業務の主任技術者の選任ができないことから、センター開設時に、財団法人関東電気保安協会と委託契約することによる主任技術者の不選任承認申請書を経済産業省関東通商産業局長あてに提出しているため、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定により、随意契約とする。

以上の理由が、事実証明書1の平成14年3月28日、国の行政改革推進本部決定の「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」に基づき、平成15年7月電気事業法規則が改正され、自家用電気工作物保安管理業務の外部委託承認制度が、民間法人にも認められるようになったことを勘案してもなお規則改正前の特定の公益法人である法人と契約しなければならない理由に該当するの
か。

もしくは、事実証明書3のとおり的一般競争入札及び見積もり合わせ契約を採用している38件の同様契約と比較しても、なお、「他の業者ではできない」という特命随意契約の原理原則からして、競争性のある契約方法を採用できないという、やむを得ない理由に該当するのか。

(5) 農業振興センター農地課の特命随意契約理由の妥当性【事実証明書12】

- ・関東電気保安協会は、昭和41年2月に主に東京電力(株)の供給区域において、一般電気工作物の保安業務を行い、あわせて電気の使用及び安全に関することを行うこと目的に設立された財団法人である。
- ・職員数は、3,147人、契約件数は、97,686件(平成20年度末)で、設立から現在に至る48年間、電気工作物保安業務に特化した事業を行っている等、豊富な事業実績を誇る。
- ・平成17年から継続して当電気工作物の保安管理業務に当たっており、当電気工作物の過去の点検状況や異常発生個所等の情報について精通しているため、緊急時に迅速な対応が可能である。
- ・事故を未然に防ことが必須であるため、継続性が重視される。

以上の理由が、事実証明書1の平成14年3月28日、国の行政改革推進本部決定の「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」に基づき、平成15年7月電気事業法規則が改正され、自家用電気工作物保安管理業務の外部委託承認制度が、民間法人にも認められるようになったことを勘案してもなお規則改正前の特定の公益法人である法人と契約しなければならない理由に該当するのか。

もしくは、事実証明書3のとおり的一般競争入札及び見積もり合わせ契約を採用している38件の同様契約と比較しても、なお、「他の業者ではできない」という特命随意契約の原理原則からして、競争性のある契約方法を採用できないという、やむを得ない理由に該当するのか。

(6) 農業技術支援センターの特命随意契約理由の妥当性【事実証明書13】

- ・当該契約内容は、川崎市契約規則第24条の2(6)に該当し100万円以下であるため随意契約によることができます。
- ・自家用電気工作物の点検、測定、試験を行う専門機関が、財団法人関東電気保安協会のほかにはございません
- ・関東電気保安協会は、当センターの古い電気設備の保守点検経歴が長く、過去の漏電個所等の点検情報も把握、精通しており、一般に開放されている当センター施設での緊急時には、迅速な対応及び事故の防止が可能となります。
- ・加えて、川崎市業務委託有資格者名簿『施設維持管理 電気・機械設備保守点検』に登録があり、指名停止の措置も受けておりません。

以上の理由が、事実証明書1の平成14年3月28日、国の行政改革推進本部決定の「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」に基づき、平成15年7月電気事業法規則が改正され、自家用電気工作物保安管理業務の外部委託承認制度が、民間法人にも認められるようになったことを勘案してもなお規則改正前の特定の公益法人である法人と契約しなければならない理由に該当するの
か。

もしくは、事実証明書3のとおり的一般競争入札及び見積もり合わせ契約を採用している38件の同様契約と比較しても、なお、「他の業者ではできない」という特命随意契約の原理原則からして、競争性のある契約方法を採用できないという、やむを得ない理由に該当するの
か。

(7) 高齢者在宅サービス課の特命随意契約理由の妥当性【事実証明書14】

- ・当該施設は、自家用電気工作物保安業務の主任技術者の選任ができないため、施設開設時に財団法人関東電気保安協会との委託契約締結による主任技術者不適任承認申請書を通産省関東通商産業局長あてに提出しているため。

以上の理由が、事実証明書1の平成14年3月28日、国の行政改革推進本部決定の「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」に基づき、平成15年7月電気事業法規則が改正され、自家用電気工作物保安管理業務の外部委託承認制度が、民間法人にも認められるようになったことを勘案してもなお規則改正前の特定の公益法人である法人と契約しなければならない理由に該当するの
か。

もしくは、事実証明書3のとおり的一般競争入札及び見積もり合わせ契約を採用している38件の同様契約と比較しても、なお、「他の業者ではできない」という特命随意契約の原理原則からして、競争性のある契約方法を採用できないという、やむを得ない理由に該当するの
か。

(8) 障害福祉課の特命随意契約理由の妥当性【事実証明書15】

- ・当該業者は、地域福祉施設ちどりの開設時からの請負業者であり、過去の実績及び社会的評価も高いため。

以上の理由が、事実証明書1の平成14年3月28日、国の行政改革推進本部決定の「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」に基づき、平成15年7月電気事業法規則が改正され、自家用電気工作物保安管理業務の外部委託承認制度が、民間法人にも認められるようになったことを勘案してもなお規則改正前の特定の公益法人である法人と契約しなければならない理由に該当するの
か。

もしくは、事実証明書3のとおり的一般競争入札及び見積もり合わせ契約を採用している38件の同様契約と比較しても、なお、「他の業者ではできない」とい

う特命随意契約の原理原則からして、競争性のある契約方法を採用できないという、やむを得ない理由に該当するのか。

(9) 高津区役所生涯学習支援課の特命随意契約理由の妥当性【事実証明書16】

- ・関東電気保安協会は、経済産業省の監督下の法人であるため業務内容が確実である。
- ・また、1000km未満の自家用電気工作物の保守業務を実施しており、当該業務を協会に委託することにより、当館に電気主任技術者を選任しなくてよい特典がある。

以上の理由が、事実証明書1の平成14年3月28日、国の行政改革推進本部決定の「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」に基づき、平成15年7月電気事業法規則が改正され、自家用電気工作物保安管理業務の外部委託承認制度が、民間法人にも認められるようになったことを勘案してもなお規則改正前の特定の公益法人である法人と契約しなければならない理由に該当するのか。

もしくは、事実証明書3のとおり的一般競争入札及び見積もり合わせ契約を採用している38件の同様契約と比較しても、なお、「他の業者ではできない」という特命随意契約の原理原則からして、競争性のある契約方法を採用できないという、やむを得ない理由に該当するのか。

(10) 高津図書館の特命随意契約理由の妥当性【事実証明書19】

- ・受変電設備は、設置されてからすでに26年が経過し、耐用年数(資産運用課耐用年数30年)が迫ってきている(業者による耐用年数は負荷開閉器 耐用年数20年・電灯変圧器 耐用年数25年・動力変圧器 耐用年数25年となっている。)
- ・昨年度の本委託業務において、受託業者から設置機器の状況について改修要請の報告を受けるなど劣化が著しい状況である。
- ・以上の状況を踏まえ、市民利用施設の図書館運営に支障をきたさないよう、設備の故障・事故等が発生した場合、迅速に対応する必要がある。
- ・選定業者は、絶縁監視装置による漏電の監視について24時間体制で対応しているとともに、夜間の警報発生時には緊急連絡先への通報、さらに当該電気工作物の状態の確認・点検のための保安業務従事者派遣も24時間実施可能な業者である。
- ・また、高津図書館受変電設備についての保安管理業務についてこれまでも受託しており、経年劣化の状況や過去の点検情報を把握していることから、設備の故障・事故が発生した場合、迅速かつ的確な対応が可能である。
- ・以上により、当該業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に基

づき随意契約を行う。

以上の理由が、事実証明書1の平成14年3月28日、国の行政改革推進本部決定の「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」に基づき、平成15年7月電気事業法規則が改正され、自家用電気工作物保安管理業務の外部委託承認制度が、民間法人にも認められるようになったことを勘案してもなお規則改正前の特定の公益法人である法人と契約しなければならない理由に該当するの

か。

もしくは、事実証明書3のとおり的一般競争入札及び見積もり合わせ契約を採用している38件の同様契約と比較しても、なお、「他の業者ではできない」という特命随意契約の原理原則からして、競争性のある契約方法を採用できないという、やむを得ない理由に該当するの

(1 1) 総合教育センター総務室の特命随意契約理由の妥当性【事実証明書20】

- ・当該業務の範囲は、受電盤を同一とする民間業者を含んだ建物全体の自家用電気工作物の保安管理業務である。
- ・電気事業法により電気事業者及び自家用電気工作物の設置者は、電気主任技術者の免状を有する者の中から主任技術者を選任しなければならないと義務付けられており、保安業務を専門として行う業者に業務を委託することができるとなっている。
- ・選定業者は年間を通じて業務に支障(閉園・閉所)のなきよう、不具合等がわかるように遠方監視装置(絶縁監視装置)の通信線を設置できるとともに、災害時の迅速な電気事故復旧体制(夜間を含む)を24時間緊急対応が可能な体制を確保している唯一の業者である。
- ・よって、本市における実績も豊富でかつ当該自家用電気工作物を詳細に知り尽くし、信用・信頼できる当該業者が最適である。

以上の理由が、事実証明書1の平成14年3月28日、国の行政改革推進本部決定の「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」に基づき、平成15年7月電気事業法規則が改正され、自家用電気工作物保安管理業務の外部委託承認制度が、民間法人にも認められるようになったことを勘案してもなお規則改正前の特定の公益法人である法人と契約しなければならない理由に該当するの

か。

もしくは、事実証明書3のとおり的一般競争入札及び見積もり合わせ契約を採用している38件の同様契約と比較しても、なお、「他の業者ではできない」という特命随意契約の原理原則からして、競争性のある契約方法を採用できないという、やむを得ない理由に該当するの

10 こども家庭センター総合支援課の特命随意契約理由の妥当性【事実証明書10】

こども家庭センター総合支援課の特命随意契約理由が、絶縁監視装置を持っているのが一般財団法人関東電気保安協会のみであることを唯一の理由として挙げ、それを根拠に特命随意契約締結の理由としていることから、個別に検証してみます。具体的には、次のようにその理由を記載しております。

- ・自家用電気工作物の点検業務は保安規定に基づき毎月実施することと定められているが、無停電の絶縁監視装置を設置した場合は、隔月での点検でよいとされている。
- ・一般に自家用電気工作物の点検業務のみについては、他社でも行うことができるが、他社の場合、無停電の絶縁監視装置を持っていないことから、毎月の点検が必要となり、絶縁装置を含む隔月の委託契約を締結することができない。
- ・今回の選定業者である一般財団法人関東電気保安協会神奈川事業部については委託契約に無停電の絶縁監視装置設置まで含むことができ、また委託期間に合わせてその設置等が迅速に対応できる事業所であるため、隔月の点検実施とすることができる。
- ・また、委託期間中、無停電の絶縁監視装置を設置することにより漏電の監視も併せて行えることから、不測の事態にも迅速に対応ができる。
- ・こども家庭センターは定員40名の一時保護所を併設しているため、24時間機能している必要があり、また、保護児童にとって家庭と同等の日常生活空間でもあるため、一般とは性質が異なる事業所であり、不測の事態に対応できる無停電の絶縁監視装置の設置は必須である。

そこで、他の契約状況を見てみました。

自家用電気工作物保安管理業務委託契約を行った各所属にアンケートを取りました。

そうしたところ、事実証明書3に記載の各競争性のある契約方法を採用した案件で、絶縁監視装置の設置を義務付けたり、義務付けとはしないものの受託業者が自ら設置した案件は、全部で9件ありました。【事実証明書35】

また、見積もり合わせ契約で契約した案件で、結果として一般財団法人関東電気保安協会が受託したものの、競争性のある見積もり合わせの仕様書に、絶縁監視装置の設置を義務付けた案件は、全部で5件ありました。設置を義務付けた仕様書により、見積り合わせ契約に金額を提示した業者ということは、当然、絶縁監視装置を準備できる可能性があるとの証明と考えられます。【事実証明書36】

以上のように、絶縁監視装置を持っている業者は、一般財団法人関東電気保安協会以外にも複数存在いたします。

このことからして、こども家庭センター支援課が、特命随意契約の唯一の理由として挙げた「他社の場合、無停電の絶縁監視装置を持っていないことから」と言い切った根拠は、どこにあるのでしょうか。

また、事実証明書21は、川崎市での契約実績のある業者や経済産業省に届け出をしている業者で、川崎市への業者登録をしている業者であります。また、事実証明書23は、一般競争入札や見積もり合わせに参加し金額を提示した業者であります。

これだけの数の業者が、自家用電気工作物保安管理業務委託を受託できる可能性のある業者と理解できるのでありますが、こども家庭センター総合支援課は、それらの業者のうち、どの業者に絶縁監視装置の有無を確認したのでしょうか。

実際に確認したのであれば、一般財団法人関東電気保安協会以外の業者も、絶縁監視装置を持っていることが確認できたのではないのでしょうか。

それでも、「他社の場合、無停電の絶縁監視装置を持っていないことから」と主張し続けるのであれば、絶縁監視装置の有無を確認した業者名を具体的に明示してください。

1.1 教育委員会関係の特命随意契約理由の妥当性

教育委員会については、電気事業法施行規則の改正そのものは理解したうえで、それでもなお、特定の財団法人との特命随意契約を締結していることから、個別に検証してみます。

(1) 教育環境整備室(市立学校まとめ契約分)の特命随意契約理由【事実証明書17】

(ア) 本業務については、電気事故が火災等、直接児童・生徒の生命に危険を及ぼす可能性がある他、停電等が学校施設周辺地域へも重大な影響を与える危険性があることから、学校施設の安全の確保とともに、事故発生時の迅速かつ的確な対応が求められる。

(イ) また、集中豪雨・台風等の災害により、同時に複数の学校施設で事故が発生した場合でも、迅速な対応が求められる。

(ウ) さらに、川崎市の地域防災計画において、市立の小中学校及び高等学校等が災害時の避難所に指定されている。

(エ) また、中学校は地域防災拠点として位置づけられていることから、避難施設としての管理体制という面でも事故における電気関係の迅速な復旧作業が求められる。

(オ) 自家用電気工作物保安管理業務を受託できる業者は、経済産業省令に定める要件を満たす必要があり、この要件を満たす川崎市の登録業者は5業者である。

(カ) このうちの4業者については、①160校規模や市域全体に対応できる体制が確保できていない、②電気事業法に規定される2時間以内現場への到着が困難、③絶縁監視装置等の多額の初期投資が必要なため単年度契約での対応が困難等のいずれかもしくは複数の理由により、本業務の履行ができないことを確認している。

(キ) したがって、本業務規模の保安管理業務に対応可能な体制を確保している業者は、一般財団法人関東電気保安協会のみであることから、契約の性質又は目的が競争入札に適さないものとして地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を行う。

(2) 教育環境整備室(11件の学校別契約分)の特命随意契約理由【事実証明書18-1~11】

11件の特命随意契約理由は、すべて同じ内容となっています。

(ク) 本業務については、電気事故への迅速かつ的確な対応が児童生徒及び学校施設の安全に不可欠である。

(ケ) また、学校施設は非常時の地域避難施設でもあり、災害時の迅速な電気事故復旧も必要である。

(コ) 24時間全市域を対象に緊急対応が可能な体制を確保している業者は一般財団法人関東電気保安協会のみであることから、当該業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び第2号に基づき随意契約を行う。

以上の教育委員会の(ア)から(コ)までの特命随意契約理由を検証してみますが、委託内容が明確に記載されていますのが、一般財団法人関東電気保安協会の「自家用電気工作物の保安管理業務委託契約約款」であります。

その中で、具体的に委託内容が記載されているのが、3ページ及び4ページの「第2章 委託内容及び保守」であり、より具体的な点検項目が記載されている中で、教育委員会の契約の対象となっている個所が、18ページから19ページの「別表1」、20ページの「別表2」、21ページから22ページの「別表3」そして、23ページの「別表4」の部分であると思われます。

したがって、上記約款内容を前提に検証してみます。【事実証明書37】

(ア) について

「本業務については、電気事故が火災等、直接児童・生徒の生命に危険を及ぼす可能性がある他、停電等が学校施設周辺地域へも重大な影響を与える危険性があることから、学校施設の安全の確保とともに、事故発生時の迅速かつ的確な対応が求められる。」とあります。

そこで、次のように検証してみます。

・「電気事故が火災等、直接児童・生徒の生命に危険を及ぼす可能性がある」と

していますが、このようにあえて電気事故を挙げているということは、過去に、電気事故による児童・生徒の生命に危険を及ぼした事例があったからだと思えますが、どのような事例があったのでしょうか、明らかにしてください。

- ・また、電気事故以外を原因とする火災の発生件数とその具体的な火災発生原因を明らかにしてください。
- ・「停電等が学校施設周辺地域へも重大な影響を与える危険性があること」とありますが、学校の停電が学校施設周辺地域へも重大な影響を与える危険性とはどのような状況を示しているのでしょうか、明らかにしてください。
- ・「学校施設の安全の確保とともに、事故発生時の迅速かつ的確な対応が求められる」とありますが、事故発生時の迅速な対応とは、具体的にどのように迅速で、的確な対応とは、どのような内容についてどのように的確に対応するのか、より具体的に明らかにしてください。
- ・また、他の業者では、事故発生時の迅速かつ的確な対応が不可能と言っていると思われませんが、他の業者では、事故発生時の迅速かつ的確な対応ができないとした根拠を明らかにしてください。

(イ) について

「また、集中豪雨・台風等の災害により、同時に複数の学校施設で事故が発生した場合でも、迅速な対応が求められる。」とあります。

そこで、次のように検証してみます。

- ・「また、集中豪雨・台風等の災害により、同時に複数の学校施設で事故が発生した場合でも、迅速な対応が求められる。」とあります。
- ・集中豪雨・台風等の災害は、同時に複数の学校に影響を及ぼす可能性はもちろん考えられますが、事実証明書 17 の 159 校の契約金額は、32,043,204 円であり、単純に 1 校当たりの契約金額は、201,529 円となります。
- ・一般的な給与所得者の年収として、仮に、500 万円とした場合、だいたい 25 件ぐらいの電気施設を担当しないとその年収は確保できません。
- ・1 校当たりの契約金額の 201,529 円から一般財団法人関東電気保安協会の事務管理費等を差し引いた場合、その担当者の手取り金額はより少ないものとなる結果、実際の 1 人当たりの電気設備の担当件数は、30 件前後になると思われます。
- ・したがって、一人当たり 30 件前後を担当していると推定できる状況、そして、その状況で、複数の都縣市にわたる広域の災害があった場合でも、川崎市の学校を優先的に「迅速かつ的確に対応」することが可能なのか、可能である根拠を明らかにしてください。

- ・また、一般財団法人関東電気保安協会の「自家用電気工作物の保安管理業務委託契約約款」に具体的に委託内容が記載されていますが、どのように読んでも、保安管理業務とは、あくまでも点検・報告が主たる契約となっているようです。
- ・事故発生については、当該約款の3ページ「第2章 委託内容及び保守」の第3条（委託業務の内容）における（3）に「電気事故及び自家用電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲若しくは電力会社等より通知を受けたときは、事故原因を探し、応急措置を助言し、再発防止につき、とるべき措置について報告するとともに、必要に応じて電気事業法の規定に基づく電気事故報告の作成及び手続の助言を行うこと。」と記載されています。
- ・つまり、復旧工事を行うのではなくて、「事故原因を探し、応急措置を助言し、再発防止につき、とるべき措置について報告するとともに、必要に応じて電気事業法の規定に基づく電気事故報告の作成及び手続の助言を行うこと。」となっているのです。
- ・「迅速かつ的確に対応」の内容が、復旧工事ではなくて、「事故原因を探し、応急措置を助言し、再発防止につき、とるべき措置について報告するとともに、必要に応じて電気事業法の規定に基づく電気事故報告の作成及び手続の助言を行うこと。」という理解でよろしいでしょうか、お教えてください。
- ・事故発生の際は、必要な電気工事の資格を持った電気工事業者が、その事故の復旧工事を行うものと思いますが、いかがでしょうか。
- ・過去の電気事故発生の際の復旧までの対応をどこに連絡し、どこの業者がどのような復旧工事を行ったのか、明らかにしてください。

(ウ) について

「さらに、川崎市の地域防災計画において、市立の小中学校及び高等学校等が災害時の避難所に指定されている。」とあります。

そこで、次のように検証してみます。

- ・川崎市の地域防災計画において、市立の小中学校及び高等学校等が災害時の避難所に指定されていることと、特命随意契約の理由とどのような関連があるのか、明らかにしてください。

(エ) について

「また、中学校は地域防災拠点として位置づけられていることから、避難施設としての管理体制という面でも事故における電気関係の迅速な復旧作業が求められる。」とされています。

そこで、次のように検証してみます。

- ・(イ) でも述べましたが、迅速な復旧の場合、必要な電気工事の資格を持った電気工事業者を呼んだほうが早いのではないのでしょうか。

- ・迅速な復旧作業と一般財団法人関東電気保安協会との関連を明らかにしてください。

(オ) について

「自家用電気工作物保安管理業務を受託できる業者は、経済産業省令に定める要件を満たす必要があり、この要件を満たす川崎市の登録業者は5業者である。」とあります。

そこで、次のように検証してみます。

- ・事実証明書21及び23にありますとおり、経済産業省令に定める要件を満たす川崎市の登録業者は5業者以上存在します。
- ・したがって、「自家用電気工作物保安管理業務を受託できる業者は、経済産業省令に定める要件を満たす必要があり、この要件を満たす川崎市の登録業者は5業者である。」という結論に至った理由、調査方法、根拠等について明らかにしてください。

(カ) について

「このうちの4業者については、①160校規模や市域全体に対応できる体制が確保できていない、②電気事業法に規定される2時間以内の現場への到着が困難、③絶縁監視装置等の多額の初期投資が必要なため単年度契約での対応が困難等のいずれかもしくは複数の理由により、本業務の履行ができないことを確認している。」とあります。

そこで、次のように検証してみます。

- ・まず、「①160校規模や市域全体に対応できる体制が確保できていない。」としていますが、そもそも160校規模をまとめて契約しなければならない理由とは、どのような理由でしょうか、明らかにしてください。
- ・160校規模としなければ、事実証明書21に記載した27業者は、受託が可能です。
- ・また、事実証明書23に記載の金額を提示した業者も当然受託が可能です。
- ・そのように、受託が可能な業者が多数存在し、しかも市内業者も多数存在するなかで、どうしても、160校規模で1者特命随契約としなければならない理由は何なのか明らかにしていただきたいと思います。
- ・事実証明書33で分かるとおり、大阪府教育委員会は、1件当たりの契約単位を23校前後に分けております。
- ・この後で説明いたします事実証明書42に詳細は記載されておりますが、神奈川県教育委員会は、1件当たりの契約単位を35校前後に分けております。
- ・当然、川崎市教育委員会も、160校規模での契約でなければならない理由を、

より具体的、より明確に明らかにできない場合は、入札に参加する業者が、より多くなるような適切な1件当たりの契約単位の学校数を設定すべきであります。

- ・仮に、100校を超える契約の場合、6パーセントの割引を受けられるからというスケールメリットを主張するのであれば、次のことをどう説明するのでしょうか。
- ・特命随意契約でない競争性のある契約方法を採用した他の所属の事例を見ると、競争することによって、42.4%から6%の経費の効率化に繋がった事例が10件見受けられます。【事実証明書38】
- ・事実証明書38の4番目にあります「宮前区役所他自家用電気工作物保安管理業務委託」においては、平成24年度契約で、それまで川崎ビルメンテナンス協同組合が、945,000円で受託していたものを、一般財団法人関東電気保安協会が、858,690円で受託し、平成25年度では、751,590円、平成26年度では、消費税分の3パーセントが増加されているにもかかわらず、738,072円で落札しています。
- ・平成24年度と平成26年度との比較では、 $738,072 \div 858,690 \times 100 = 85.95\%$ になり、実に、14.05%の割引に繋がっています。
- ・これは、見積もり合わせという競争性のある契約方法を採用した結果、一般財団法人関東電気保安協会が契約締結を希望した結果、自らの提示額を徐々に引き下げることに繋がったものであります。
- ・一般財団法人関東電気保安協会が、教育委員会と100校規模以上で特命随意契約したものは、6パーセントの固定割引であります。が、「宮前区役所他自家用電気工作物保安管理業務委託」においては、競争結果として、2年間で14.05パーセント割り引いた結果となり、100校規模以上の6パーセントとの差は、 $14.05 - 6 = 8.05$ パーセントにもなっています。
- ・したがって、100校規模以上でのまとめ契約を8パーセント以上も上回る経済性の効果が立証されている以上、100校規模以上でまとめ契約をするというスケールメリット理由は、崩壊してしまいました。
- ・もちろん、一般財団法人関東電気保安協会が受託するしないにかかわらず、事実証明書38が明確に示しているように、競争性のある契約方法を採用した場合、そのメリットであります経済性の効果が顕著に見受けられています。
- ・以上の経済性の効果が立証されてもなお教育委員会が、すべての学校の自家用電気工作物保安管理業務委託を、一般財団法人関東電気保安協会と特命随意契約を継続しようとするのであれば、より具体的、より明確な特命随意契約理由を明らかにする必要がありますので、より具体的、より明確に明らかにしてく

ださい。

- ・次に、「②電気事業法に規定される2時間以内の現場への到着が困難」とありますが、これも、160校規模すべてに2時間以内に到着が可能かどうかの質問に、一般財団法人関東電気保安協会以外の業者は、「困難」と答えたものだと推測してよいでしょうか。
- ・それでは、160校規模とした場合、当然、他の都区市も含めた広域の災害が発生した場合と想定することと、1人当たり電気設備を30件以上担当していることも含めて考慮した場合、川崎市の160校規模すべての学校に「2時間以内で到着可能」との言質を、一般財団法人関東電気保安協会から取っているのでしょうか、どのように言質をとったのか、明らかにしてください。
- ・他の4業者から2時間以内の到着が困難との回答を取っている以上、一般財団法人関東電気保安協会からも、「160校規模すべてに2時間以内に到着が可能」との回答も取っていないと公平性に欠けます。
- ・教育委員会は、「他の4業者は、本業務の履行ができないことを確認している。」と明確に言い切っておりますので、当然、一般財団法人関東電気保安協会からも、「160校規模すべてに2時間以内に到着が可能」との回答も取っていないと公平性に欠けます。
- ・そこで、その確約を文書で取っていると思いますので、その「160校規模すべてに2時間以内に到着が可能」との確約文書を明らかにしてください。
- ・160校規模でのまとめ契約でない場合、仮に、1校単位の契約の場合など、2時間以内に到着できる業者は、いくらでもいると思いますが、それでも、160校規模でのまとめ契約にこだわるのでしょうか。
- ・次に、「③絶縁監視装置等の多額の初期投資が必要なため単年度契約での対応が困難」とありますが、前段の「9 こども家庭センター総合支援課の特命随意契約理由」の中で、事実証明書35及び36で示したとおり、絶縁監視装置を持っている業者は、いくつもあります。
- ・ただし、それらの業者は、川崎市の160校規模すべてに現時点で設置できるほどの余裕があるかどうかわかりませんが、少なくとも、持っている業者はいくつかあります。
- ・また、「絶縁監視装置等の多額の初期投資は、単年度契約では困難である」としていますが、それでは、複数年契約もしくは長期継続契約にする方法を検討したのでしょうか。
- ・自家用電気工作物保安管理業務委託の長期継続契約は、他都市では既に取り入れているところはいくつもあります。
- ・大阪府の事例と神奈川県の記事がありますので、後段で詳しく説明いたします

が、少なくとも、「単年度契約では困難である」との理由であれば、それは、複数年契約もしくは長期継続契約にすればいい話であって、その解決の努力を何もせず、一般財団法人関東電気保安協会と特命随意契約をしたいがための理由に挙げることは、許されるものではありません。

(キ) について

「したがって、本業務規模の保安管理業務に対応可能な体制を確保している業者は、一般財団法人関東電気保安協会のみであることから、契約の性質又は目的が競争入札に適さないものとして地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を行う。」とあります。

そこで、次のように検証してみます。

- ・「本業務規模」というキーワードが特命随意契約の唯一の理由となっていると思います。
- ・自家用電気工作物保安管理業務委託については、個人の電気管理技術者及び電気保安法人であれば、だれでもが可能な業務であります。
- ・しかしながら、その誰でもができる業務について、「160校規模」という特別な仕様を付加することによって、現状においては、一般財団法人関東電気保安協会しか受託できない状況を作り出しています。
- ・つまり、絶対的に一般財団法人関東電気保安協会と特命随意契約を締結するためだけの理由をあえて探し出しているようにしか思えません。

教育委員会関係の自家用電気工作物保安管理業務委託の特命随意契約については、事実証明書32及び34に示してあります。

そこには、大阪府の教育委員会と徳島県の教育委員会が締結した自家用電気工作物保安管理業務委託の特命随意契約は、妥当ではないとの監査結果が公表されております。

そして、それらについては、それぞれ、直ちに是正措置が講ぜられ、競争性のある契約方法に移行しております。

また、神奈川県教育委員会においては、次に詳しく述べますが、従前から特命随意契約ではなく、一般競争入札にて対応しております。

いずれも、各自治体の教育委員会所管の学校設備における自家用電気工作物保安管理業務委託であり、児童生徒の安全確保などについては、川崎市と同じ責務を負っていると思います。

以上のような他の自治体の教育委員会関係の契約状況を確認してもなお、川崎市の教育委員会は、特定の財団法人との特命随意契約にこだわるのでしょうか。

なお、(ク)、(ケ)及び(コ)については、上記と同様な内容でありますので、重ねての検証は省きさせていただきます。

1 2 自家用電気工作物保安管理業務委託の長期継続契約

長期継続契約に係る条例等を所管している契約課の見解では、自家用電気工作物保安管理業務委託については、現行も長期継続契約の対象としていないし、また、今後も長期継続契約の対象とする方向性は確定していない、とのことであります。

しかしながら、他の多くの自治体では、既に、長期継続契約の対象としており、その経済性の効果も明らかになっております。

したがって、他の多くの自治体が採用し、その経済性の効果も明らかになっている以上、長期継続契約の対象としないとしている契約課の対応は、不当であります。

なお、契約課に自家用電気工作物保安管理業務委託の長期継続契約の適用を求めましたが、長期継続契約の対象とはしないとする見解が出されたものの、その対象としない明確な理由は示されませんでした。

他の多くの自治体で適用されているにもかかわらず、川崎市が適用対象としないと言い続けるのであれば、そのより具体的かつより明確な理由を示すべきであります。

そこで、条例改正の必要性について、次の神奈川県、板橋区、姫路市及び大阪府の事例で検証してみます。

(1) 平成25年3月神奈川県監査委員の行政監査結果報告書「長期継続契約制度の委託契約における運用状況」について【事実証明書39】

- ・この神奈川県の監査結果の28ページの下から5行目の「2 監査の結果」から32ページまでに結果報告が集約されています。
- ・まず、そこには、「すでに適用されている業務では、単年度契約時と契約条件が同一であると回答のあった長期継続契約について、単年度契約時の契約金額に比べ年割額で平均29.4%低下しているなど、経済性や行政サービスの質あるいは業務効率の向上に寄与しているといった成果が確認された。」としています。
- ・次に、31ページの「3 制度導入の効果の拡大に資するための意見」において「本県の長期継続契約の対象業務は、他の都道府県に比べ、やや限定的に過ぎることが懸念されるため、経済性の向上を確保する仕組みを整備することを前提とした上で、庁舎管理関係業務など対象業務の種類拡大を検討する必要があると考えられる。」とされ、県行政内部の調査及び他の都道府県などの調査に基づき、長期継続契約の種類拡大を提言しております。
- ・この監査結果を受けて、神奈川県は、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則」を平成25年10月29日付けで改正し、その種類の拡大を図りました。その改正の部分は、「条例第2号の規定に該当する契約」

の中の「5番目以降を追加した」とのことです。【事実証明書40】

- ・その規則改正をすぐに契約に反映させたのが、神奈川県教育委員会です。
- ・県立学校等の自家用電気工作物保安管理業務委託を、単年度契約から平成26年度から3年間の長期継続契約に変更しました。【事実証明書41】
- ・その結果、金額で、2,774,580円、率で、9.55%の経費の効率化に繋がりました。【事実証明書42】
- ・それまでも、特命随意契約ではなく、一般競争入札を採用しておりましたが、単年度契約では、入札業者は、1者であったりしたのですが、長期継続契約となったことで入札参加業者も新たに参入する業者もあり、3者から4者による競争となりました。

以上のように、長期継続契約を採用した効果は、明らかとなっておりますので、長期継続契約に関する条例等を所管している契約課には、是非、この神奈川県行政監査結果報告書を十分読み込んでもらい、川崎市も長期継続契約の種類拡大に向けて行財政改革を推進してもらいたいと思います。

(2) 板橋区の行政監査結果報告書について

- ・その20ページから24ページにかけて、板橋区の自家用電気工作物保安管理の長期継続契約の経済性の効果について記載されています。
- ・板橋区も神奈川県教育委員会と同様に特命随意契約は一切なしとのことでした。
- ・その経済性の効果については、23ページの中ほどに、「落札額の平均が、70.1%で、委託契約291件の平均落札率87.0%に比べ16.9ポイント低く、予定価格を約3割下回る契約金額となっている。」としています。【事実証明書43】

以上のように、板橋区における監査においても、長期継続契約を採用した経済効果は、明確に数字に表れております。

(3) 平成22年10月姫路市の行政監査について

20ページの「6 契約形態の効果・課題」「(1) 単年度契約」の記載において「新規参入を希望する業者にとっては不利が生じており、特に特殊な機器等を必要とする業務の場合、業者にとっては、相当の期間にわたる受託の継続が保障されないと、参入に際して必要となる初期投資を取り戻すことが困難となるため、現に設備を保有し受託している業者と比べ、不利であるほか、3月末の短期間のうちに委託業務の従事者を確保することが困難であるなど、参入の障壁が高くなっています。新規参入が困難であるということは、結果として競争性が働きにくいということであり、これは単年度契約の弊害ということもできます。」とあります。

21ページの「エ 姫路市における課題」の記載においては「人的な役務を提供する業務については、他の中核市では、長期継続契約を導入している事例も多くみられますが、姫路市では、長期継続契約条例では可能とされていても「長期継続契約事務要領」によって長期継続契約の導入が妨げられている場合があり、そのために、他都市に比べ制度活用の幅が狭められているように思われます。長期継続契約は、業者の新規参入の機会を増やす効果があるとも考えられ、契約の効率性と競争性を高める手段としても、その活用を拡大できるよう検討を要すると考えます。」とされ、長期継続契約の活用拡大を求めています。【事実証明書44】

この姫路市の監査結果は、まさに、事実証明書17の教育委員会の特命随意契約の一つに明記されている随契理由であって、それは、「③絶縁監視装置等の多額の初期投資が必要なため単年度契約での対応が困難」とあります。

したがって、これは、単に、長期継続契約を適用できるように条例改正すれば済む話であります。

そうすれば、神奈川県や大阪府の事例でも明らかなように、競争に参入する業者が増え、その効果として、落札率が下がるという経済効果が想定されます。

(4) 大阪府の監査結果について

大阪府の教育委員会の自家用電気工作物保安管理業務委託について、事実証明書32及び33のとおり、特命随意契約を一般競争入札に契約方法を変更するとともに、併せて、長期継続契約を採用したことにより、落札率が下がる効果があったものであります。

以上のとおり、神奈川県、板橋区及び大阪府についての監査結果により、長期継続契約の適用については、明確にその経済性の効果が数字で実証されています。

特に、神奈川県と大阪府の事例は、ともに教育委員会が所管する自家用電気工作物保安管理業務委託の事例であります。

また、姫路市の事例は、川崎市と同様に、長期継続契約適用範囲を狭めていることを指摘し、業者の新規参入の機会を増やす効果があることなどから、その活用を拡大できるよう検討を要する、としています。

このように、極めて分かりやすい比較事例がありながら、それでもなお、契約課は、自家用電気工作物保安管理業務委託について、長期継続契約の対象とするための条例改正を拒否し続けるのでしょうか。

明らかに、他の自治体の事例で、約10%から30%という落札率の低下を示し、その経済性の効果が明らかになっていることからしても、条例改正をしないとする明確な理由が明らかにされない以上、その行財政改革を拒否する行為は、不当と言わざるを得ません。

さいごに

平成26年8月26日付け26川財財第188号にて、3副市長名による各局室区長あて「平成27年度予算編成について」の通知文が出されております。【事実証明書45】

その2ページ目の15行目からは、「平成27年度は、・・・194億円の収支不足が見込まれているところである。さらに、ここ数年においては、毎年度200億円程度の収支不足が見込まれており、その後においても高齢化のさらなる進展などにより、本市財政は極めて厳しい状況が続くものと想定される。」としています。そして、3ページ目の「3 予算編成の基本的な考え方」の「(3) 財政健全化と持続可能な財政構造の構築」の段落の中で、下から4行目の後半から「現在進めている「行財政改革に関する計画」の策定作業と緊密に連携し、全職員が、市民感覚と市民目線にたち、知恵と工夫とやる気をもって、「聖域なき見直し」と「3D改革」を進め、財政健全化と持続可能な財政構造の構築を図るものとする。」とあります。ここに込められた精神が、絵に描いた餅にならないように、全職員が一丸となって、目の前の日常業務を見直すこと、それこそが、その最短の道筋であります。

今回の特命随意契約の対象となっている所属以外の所属においては、国の規制改革を受けた法令改正を理解し、既に、競争性のある契約方法を取り入れていること、そして、他の自治体の監査結果においても特命随意契約を見直すよう意見や指摘がなされていること、さらに、大阪府と徳島県の事例は、ともに教育委員会の事例であり、特命随意契約から競争性のある契約方法に切り替えたこと、そして、神奈川県と大阪府の事例は、ともに教育委員会所管事例で、一般競争入札を取り入れ、かつ、長期継続契約を採用することによって、その経済性の効果が数字として明確になっているものであります。

そのような各事実証明書から、今回の住民監査請求の場合に限って言えば、まず、一つの大前提が、①「国が法令を改正してまで行った規制改革であること」、また、もう一つの大前提が、②「特命随意契約は、極めて例外的な契約方法であるということ」、そして、③「川崎市の他の多くの所属が既に競争性のある契約方法で契約事務を行っていること」、さらに、④「特命随意契約を競争性のある契約方法に改め、かつ、長期継続契約も取り入れた神奈川県や大阪府の教育委員会の事例では経済性の効果が明確に数字で示されていること」が、明らかになっております。

したがって、契約関係職員は、それぞれを改めて認識し、特命随意契約については、可能な限り、競争性のある契約方法に改めること。そして、条例改正をすれば、より経済性の効果が得られる可能性が高いことが他の自治体で実証されている長期継続契約については、早急に適用できるように、必要な条例改正手続きを進めること。将来、収支不足が予想される200億円も1円、10円の積み重ねであります。競争性の導入と併せて長期継続契約を取り入れること、そのことが、1円、10円の積み重ねに繋がり、結果として「平成27年度予算編成について」の通知内容であります「全職員が、市民

感覚と市民目線にたち、知恵と工夫とやる気をもって、「聖域なき見直し」と「3D改革」を進め、財政健全化と持続可能な財政構造の構築を図るものとする。」にも繋がっていく一つの方法ではないでしょうか。

＊添付資料

- 【事実証明書1】・・・株式会社オーム社発行の書籍「電気保安管理業務－新時代」
- 【事実証明書2】・・・平成14年3月28日付け行政改革推進本部決定「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」
- 【事実証明書3】・・・平成26年度における「自家用電気工作物保安管理業務委託」の一般競争入札契約及び見積もり合わせ契約一覧
- 【事実証明書4】・・・平成26年度における「自家用電気工作物保安管理業務委託」の特命随意契約一覧
- 【事実証明書5】・・・長期継続契約に関する条例等の規程
- 【事実証明書6】・・・事実証明書4における24件の特命随意契約理由等
- 【事実証明書7】・・・今回対象とした特命随意契約の契約回議書（公文書館）
- 【事実証明書8】・・・今回対象とした特命随意契約の契約回議書（防災行政無線）
- 【事実証明書9】・・・今回対象とした特命随意契約の契約回議書（平和館）
- 【事実証明書10】・・・今回対象とした特命随意契約の契約回議書（こども家庭センター）
- 【事実証明書11】・・・今回対象とした特命随意契約の契約回議書（北部地域療育センター）
- 【事実証明書12】・・・今回対象とした特命随意契約の契約回議書（農業振興センター）
- 【事実証明書13】・・・今回対象とした特命随意契約の契約回議書（農業技術支援センター）
- 【事実証明書14】・・・今回対象とした特命随意契約の契約回議書（さいわい健康福祉プラザ及び幸こども文化センター）
- 【事実証明書15】・・・今回対象とした特命随意契約の契約回議書（地域福祉施設ちどり）
- 【事実証明書16】・・・今回対象とした特命随意契約の契約回議書（高津市民館・図書館橘分館）
- 【事実証明書17】・・・今回対象とした特命随意契約の契約回議書（教育委員会の160校規模のまとめ契約）
- 【事実証明書18－1～11】・・・今回対象とした特命随意契約の契約回議書（教育

委員会の個別学校契約)

- 【事実証明書 19】・・・今回対象とした特命随意契約の契約回議書（高津図書館）
- 【事実証明書 20】・・・今回対象とした特命随意契約の契約回議書（ゆうゆう広場たかつ）
- 【事実証明書 21】・・・川崎市での契約実績業者及び経済産業省への届け出済み業者一覧
- 【事実証明書 22】・・・経済産業省関東東北産業保安監督部のホームページに記載されている電気保安法人一覧
- 【事実証明書 23】・・・平成26年度の一般競争入札及び見積もり合わせに金額を提示した業者一覧
- 【事実証明書 24】・・・「契約事務の手引き」
- 【事実証明書 25】・・・地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適正に適用している各所属の回議書
- 【事実証明書 26】・・・東京都の「平成20年各会計定例監査」
- 【事実証明書 27】・・・平成17年度 山梨県の包括外部監査結果に基づく措置状況
- 【事実証明書 28】・・・平成18年度 佐賀県の「行政監査報告書」
- 【事実証明書 29】・・・平成25年度 守口市の「定期監査結果報告書」
- 【事実証明書 30】・・・平成24年度 苫小牧市の「行政監査の結果に基づく措置の通知について」
- 【事実証明書 31】・・・平成24年度 いわき市の監査結果報告書
- 【事実証明書 32】・・・平成22年度 大阪府の監査結果報告書（大阪府教育委員会の委託契約事務について）
- 【事実証明書 33】・・・大阪府立高等学校の自家用電気工作物保安管理業務委託契約の状況
- 【事実証明書 34】・・・平成21年度 徳島県の包括外部監査結果報告書
- 【事実証明書 35】・・・「絶縁監視装置」の設置を仕様として義務付けた、もしくは競争性のある契約方法に参加し受託した業者が任意で設置したことを示す各所属のアンケート結果
- 【事実証明書 36】・・・「絶縁監視装置」を仕様として義務づけたとする各所属のアンケート結果
- 【事実証明書 37】・・・一般財団法人関東電気保安協会の「自家用電気工作物の保安管理業務委託契約約款
- 【事実証明書 38】・・・競争性のある契約方法によって経済性の効果が示された資料
- 【事実証明書 39】・・・平成25年3月 神奈川県「長期継続契約制度の委託契約における運用状況」についての行政監査結果報告書

- 【事実証明書 4 0】・・・(神奈川県) 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則
- 【事実証明書 4 1】・・・(神奈川) 県立学校等自家用電気工作物保安管理業務委託契約書 (写し)
- 【事実証明書 4 2】・・・神奈川県立学校等の自家用電気工作物保安管理業務委託契約の状況
- 【事実証明書 4 3】・・・平成 2 3 年度 第 2 回 板橋区の「行政監査結果報告書」
- 【事実証明書 4 4】・・・平成 2 2 年 1 0 月 姫路市の「行政監査の結果報告書」
- 【事実証明書 4 5】・・・3 副市長名による「平成 2 7 年度予算編成について」の通知文

[結果]

第1 請求の受理

本件措置請求は、平成26年11月13日付けで、「川崎市職員措置請求書」として提出された。

請求人は、本件措置請求において次の2点の措置を求めている。

- 1 川崎市監査委員が、市の施設等の自家用電気工作物保安管理業務委託契約のうち、平成26年度に特命随意契約にて執行した24件（別表参照）について、次年度（平成27年度）以降も特命随意契約を締結することは違法もしくは不当であるので、平成15年の電気事業法施行規則の改正主旨を踏まえてもなお特命随意契約によらなければならないのかの判断を厳格に行い、安易に特命随意契約を適用せず、より競争性のある契約方法を適用するよう、当該24件の契約行為に関わる川崎市職員に対し勧告すること
- 2 川崎市監査委員が、長期継続契約に関する条例を所管している川崎市職員に対し、現行では認めていないとする自家用電気工作物保安管理業務の長期継続契約について、長期継続契約の対象となるように、必要な条例の改正を行うよう勧告すること

上記2点のうち、1については所定の要件を具備しているものと認められたことから、11月13日付けで受理することとした。一方、2については、個別具体的な財務会計上の行為の是正を求めるものではなく、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定による適法な請求とは認められないため、却下することとした。

1に係る監査対象局区を、総務局、市民・こども局、経済労働局、健康福祉局、高津区役所及び教育委員会事務局とし、関係局を財政局とした。

第2 監査の実施

1 請求人の陳述

監査実施に当たり、法第242条第6項の規定に基づき、平成26年12月1日、請求人から陳述の聴取を行った。

請求人の陳述の際、法第242条第7項の規定に基づく総務局、市民・こども局、経済労働局、健康福祉局、高津区役所、教育委員会事務局及び財政局の関係職員（以下「関係職員」という。）の立会いがあった。

2 関係職員の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、平成26年12月1日、関係職員から陳

述の聴取を行った。関係職員からは、資料「住民監査請求に対する市の考え方」6点の提出があった。

関係職員の陳述の際、同項の規定に基づく請求人の立会いがあった。

3 監査対象事項

川崎市職員措置請求書の内容並びに請求人及び関係職員の陳述内容を勘案し、当該自家用電気工作物保安管理業務委託契約を平成27年度以降も特命随意契約により執行することが違法又は不当であるといえるかを監査対象事項とした。

第3 監査の結果

1 請求人の陳述

陳述の際、請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 自家用電気工作物保安管理業務委託の特命随意契約について

まず、平成26年7月に、機械警備委託に係る契約方法に関する住民監査請求で提出した事実証明書の中に、財政局長と総務局長の連名による平成16年7月29日付16川財契第3877号「契約事務の適正な執行について(通知)」がある。

自家用電気工作物保安管理業務については、規制改革ということで平成15年7月に電気事業法施行規則が改正されて、16年1月から施行となり、川崎市では16年4月からの契約に適用されるのだが、たまたまこの通知が、同じ平成16年の7月29日付けで出されている。

この内容は、当時、新聞記事にもなったが、防災行政無線に係る監査結果を契機としており、「川崎市防災行政無線保全点検業務委託に関し、不適切な執行・対応がなされてきたことを鑑み、各局(室・区)においては、契約事務の執行に当たり、次の事項に留意し適正な契約事務執行の確保に努めるよう、改めて周知徹底をお願いします。」とある。

そこには4点あって、「1 業者の選定は、公正性、透明性及び競争性に留意の上、事前に十分検討し、適切に行うこと。」「2 随意契約により執行する場合には、その理由の妥当性を十分に検討するとともに、適正な予定価格の設定に努めること。」そして大事なのは次の3番目で、「3 複数年にわたり継続的に執行している委託契約については、安易に判断することなく、その必要性、妥当性を再度厳格に検証すること。」とある。電気事業法施行規則の改正が平成16年1月から施行され、自家用電気工作物保安管理業務については、財団法人関東電気保安協会(平成23年4月から一般財団法人。以下「関東電気保安

協会」という。)以外の民間会社にも開放された。法令を改正してまで開放されたという事実がまずある。

それとは直接は結びつかないのだが、防災行政無線に関して、16年7月にこういう通知文が財政局長と総務局長名で出されている。その3の「複数年にわたり継続的に」というところについて、各局・室、それぞれの所属が十分内容を読み取って、自らの業務において、過去継続してずっと特命随意契約をやっている内容を見直そうというところがあれば、前回監査請求をした機械警備委託契約もそうだが、今回の自家用電気工作物保安管理業務についても、10年以上にわたってずっと特命随意契約が継続されるということにはならない。今回の請求で対象になっていない、見積合せとか一般競争入札をやっている部署では、それなりに契約金額が下がって、市の財政に貢献をしている。今回、教育委員会の契約件数が多いが、所属とすると、13の所属で継続して特命随意契約を行っていた。

この通知は平成16年だが、随意契約に係る契約の透明性等に関しては、機械警備委託に係る住民監査請求で添付した事実証明書にあるとおり、通知文が平成18年、21年、22年、23年、24年に出ている。22年と24年は2件ある。過去にこういう通知文が財政局長などから毎年のように出されている。それでもなお特命随契をずっとやっていて、市の財政改善に寄与していなかった。

なぜこのように続いていたのか。契約を専門にやっている部署はいろいろ調べるわけだが、契約が業務の一部でしかない職員は、なかなかそういう契約について細かく調べることはしないかもしれない。機械警備委託の住民監査請求の際にも述べたが、契約課が作成した「契約事務の手引き」という、もうかなり古くて全く更新されていない契約の手引書がある。それだと、非常に分かりづらくて、各職員、新人とか2年、3年の者が契約事務を行うときに、よく理解できない。そういう人もよく分かるように、契約事務の手引き、ガイドラインといったものは整備すべきである。

実際は競争性を持って契約事務を行っている部署のほうが多いのだが、未だにこうして特命随契を継続しているという事実がある以上、契約課には改めてお願いするのだが、随意契約のガイドラインをぜひ整備してほしい。

一例として、さいたま市の契約担当部署が作っている随意契約ガイドラインがある。今回のように法令が改正されて、特命随意契約ではなくて、競争性のある契約方法で契約することになる場合、このガイドラインの3ページに「留意すべき事項」があって、例外に該当するかを必ずチェックする。その中で、法令で随意契約が可能となっているか、法令の改正等行われていないかという

チェック欄が設けられている。

こういうものがないと、市職員が1万3,000人いて、次の年に誰か新しく入ってきて、又は今まで契約業務をやっていない職員が契約業務を任されたときに、何を基にして契約業務を遂行すればよいのか分からない。現在の「契約事務の手引き」ではとてもきちんとした契約はできない。法の新しい改正部分も全く載っていない。そう考えると、とにかく契約課には、まずこういうものを作っていただきたい。

そうすれば、請求人が何度も特命随意契約について住民監査請求を提起することもなく、自ら競争性のある契約を執行することによって税金の効率化が図れれば、各担当職員のやる気も上がる。誇りを持って自分は市の職員だと言える。そういう誇りを持って仕事をしてほしいし、そういう市役所になってほしいと思う。

次に、事実証明書3に、自家用電気工作物保安管理業務委託について一般競争入札が1件と見積合せによる契約が37件ある。これらが全て平成16年4月から競争性を持った契約に切り替えたかという点、そうではない。実際、16年、17年、18年ぐらいまで特命随意契約でやっていたところもある。ただその後、やはりこの業務に関して特命随意契約はおかしいと気づいた人が組織の中において、競争性を持った契約に切り替えて、平成26年度にはこうして計38件が競争性を持った契約になっている。

次の事実証明書4が今回問題としている特命随意契約で、所管部署としては13、契約の合計金額は4,021万7,281円である。これらが競争性のある契約に変われば、ある一定の率で契約金額が低減されるだろうということが、川崎市の過去の契約状況を見ても分かるし、他都市の特命随意契約から競争性のある契約に切りかえた事例からも、契約金額が下がる蓋然性は高い。

続いて、事実証明書21を見ると、特命随意契約をしている関東電気保安協会も含めて27業者が、川崎市での自家用電気工作物保安管理業務の契約実績がある。現実に、先ほどの38件が競争性のある契約方法で契約しており、こういう実績からすると、競争性を持った契約方法で十分可能なことが証明されている。

それから、事実証明書23は、先ほどの1件の一般競争入札と37件の見積合せによる契約について、入札、見積合せに参加した業者の一覧である。この中には当然先ほどの27業者が入っており、27を超える業者が、現実に落札をしなくても、入札に参加をしている。辞退した業者は入れていないので、実際に入札金額を入れたということは、自家用電気工作物保安管理業務を落札できる可能性があったことを証明しているということなので、川崎市内で受注が

可能な業者が27以上存在している。

実際、川崎市には電気・機械の保守管理という項目で業者登録をするわけだが、そこには数百社登録されている。個別に数百社に全部問い合わせれば、27以上の業者が自家用電気工作物保安管理業務委託に受注可能性がある。電気主任技術者を雇っていて、こういう業務ができるという会社はまだあるかもしれない。

では、競争性のある契約でどのぐらい効率化が図られたかというのが事実証明書38である。ここに10件の契約を掲載している。

1番目が障害者支援施設めいぼうで、見積合せをやっている。平成22年の契約から23年の契約の段階で18万8,650円から10万8,850円、同じ業者が落札しているが、率にして57.6%だから、結局、42.4%の経費の効率につながっている。

続いて2番目に、南部生活環境事業所ほか3か所自家用電気工作物保安管理業務委託がある。一番下の平成22年は関東電気保安協会が受注していたもので、この時は特命随意契約だった。その金額が139万8,348円で、それを平成23年に見積合せ契約に切り替えたところ、97万6,500円になっている。結局、36.2%、約40万の低下につながっている。

3番目が南部市場自家用電気工作物保安管理業務委託で、毎年一般競争入札でやっていて、平成22年は関東電気保安協会が入札に参加をして、283万で落としているのだが、その後毎年一般競争入札をして、直近の平成25年には192万9,900円と、これも31.9%の経費節減につながっている。

4番目が宮前区役所他自家用電気工作物保安管理業務委託で、これは平成22年から平成26年を比較した場合、毎年金額が徐々に下がってきているのだが、全体を通して見ると、平成22年が94万5,000円、それが平成26年は73万8,072円。特にここをよく見ていただきたいのだが、関東電気保安協会は、過去ずっと、ほかでも特命随意契約をやっていたわけだが、平成24年には見積合せに参加している。23年の契約金額が94万5,000円、そこから関東電気保安協会が落とした金額が85万8,690円と、まずここで下がっている。次に平成25年。これも、関東電気保安協会も参加して、自ら金額を下げて落としている。これが75万1,590円。さらに平成26年。ここでは消費税が3%上乘せされている。3%上乘せされても73万8,072円と、3%以上、関東電気保安協会が自ら金額を下げていって落としている。

したがって、今回対象になっている24件の特命随意契約も、競争すれば、関東電気保安協会自ら下げることが証明されている。24年から26年

にかけて、毎年関東電気保安協会は見積合せにおいて、競争性があるということで、金額を自ら下げている。この金額でなければできないということではない。

5番目の高津区役所道路公園センターも、平成22年はもうすでに見積合せだったが、関東電気保安協会が14万7,840円で契約。これが26年度には12万3,120円にまでなった。

6番目は看護短大で、平成22年はまだ特命随意契約で関東電気保安協会と契約をしていた。次の年は見積合せにしたが関東電気保安協会が前年と同じ金額で落としている。24年になって、当然見積合せだが、このときに業者は株式会社日本電気安全協会(以下「日本電気安全協会」という。)に変わって36万9,936円と、金額が下がっている。25年には、関東電気保安協会の金額が38万8,689円と若干上がっている。しかし、26年の見積合せでは、日本電気安全協会が34万7,328円という金額でまた下がっている。結局、平成22年の関東電気保安協会の特命随意契約から、平成26年の日本電気安全協会が落とした金額を見ると、14.4%経費の効率化が図られている。

7番目は多摩区役所道路公園センターで、平成22年の段階で見積合せを行っている。22年、23年は見積合せでも関東電気保安協会が落としている。これは同じ金額だが、24年になって、見積合せで競争性があったということで、日本電気安全協会が20万8,656円に下げている。結局、26年の契約が21万4,617円、8%の経費の効率化につながっている。26年は消費税が3%上乘せされた金額なので、22年の金額と比べると、実態としては8%以上、下がっていることになる。

8番目は中原区役所の自家用電気工作物の事例で、全て見積合せだが、関東電気保安協会が毎年のように金額を下げて、24年と25年は同じ金額だが、22、23、24年は関東電気保安協会が自ら金額を下げて契約を取りにきている。今まで特命随意契約をやっている、競争性のある契約方法に切り替えれば、関東電気保安協会も金額を下げて契約を取りにくることが十分ある。よって、関東電気保安協会だけがこの業務をできるということでもないし、金額が固定しているわけでもない。

9番目の麻生区役所も、平成22年から26年まで全て関東電気保安協会が落としている。ただし、これも22年と26年を比べた場合、6.1%下がっている。26年は3%消費税が上乘せされているので、実質的には6.1%以上契約金額が下がっている。

10番目は入江崎クリーンセンターの契約で、平成22年から26年にかけて、相手方は同じ矢野電気管理事務所で、これは個人である。措置請求書本文

の中でも説明しているが、平成15年の電気事業法施行規則の改正以前も、こうした個人の電気管理事務所が存在していた。同施行規則改正以前は、全国10の電気保安協会と個人の電気管理事務所しか受注できないと決まっていた。同施行規則で書かれているのは保安法人で、法人と契約する場合は全国10の電気保安協会だけである。個人は、日本全国に電気主任技術者の資格を持っていてこういう業務をやる方が昔からいたので、当時から個人と関東電気保安協会で競争入札をやることは可能だった。実際に契約するに当たって、まだまだ役所側の知識が足りなかったのか、関東電気保安協会に任せれば問題ないだろうということで、保安法人を対象として実質的に関東電気保安協会と契約をしていたことになる。

以上、実際に競争性を持った契約方法をとれば、少なくとも6%以上、最大42.4%の経費の削減につながっているという事実がある。このようにきちんと執行している所属からすると、平成16年度の契約から競争性のある契約に切り替えることができるにもかかわらず、なぜ他の事務所はやっていないのかと思うかもしれない。そう考えると、このような不適切な特命随意契約は早く是正してほしいと思う。

(2) 長期継続契約に関する要望

措置請求書の中にも書いたが、教育委員会で、単年度で契約しているが長期継続契約ができれば、というような回答があった。そこで契約課に、自家用電気工作物保安管理業務委託について長期継続契約は可能かという問合せをした。すると、契約課から文書で回答があり、川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）における長期継続契約の規定については、法及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）の趣旨にのっとりたもので改正の必要はないと考えており、自家用電気工作物保安管理業務は、同条例に該当するものではないと認識しているとのことだった。

この契約課の回答からすると、他都市で自家用電気工作物の契約について長期継続契約の対象としていることは、法及び自治令に違反していると解釈できる。川崎市が自家用電気工作物保安管理業務を長期継続契約の対象としないのは、法及び自治令にのっとりしているものである。ということは、ほかの都市はのっとりせずに長期継続契約の対象にしているということで、これは別途契約課に申し入れるが、ぜひ総務省に確認してほしい。他都市が自治令に違反して長期継続契約の対象としているのか。川崎市が自家用電気工作物保安管理業務について長期継続契約を対象としないのは自治令にのっとりた方式なのか。

今回の措置請求書の中に資料として出したが、神奈川県と大阪府について、教育委員会の契約事例を挙げた。神奈川県は、可能な限り長期継続契約の対象

の範囲を広げなさいという監査委員からの結論が出て、長期継続契約の条例を担当している所属が条例とか関係規定を変えて自家用電気工作物保安管理業務も長期継続契約の対象にしたもので、かなり契約金額が下がっている。大阪府の事例は、特命随意契約に合理的な理由がないというものだったが、実際に所属は特命随意契約を改めるとともに長期継続契約も取り入れて、やはり契約金額が下がっている。

現実に長期継続契約を取り入れれば数字が下がることが明確になっていながら、それでも契約課は、いや、川崎市の方が法令解釈として正しいからやらない。神奈川県や大阪府の方が法の適用を誤って長期継続契約を行っているという解釈である、総務省の見解がどうなるか、そこまで確認をしていきたいと思う。

それから、神奈川県や大阪府は、長期継続契約の条例、規則、要綱などに明確に自家用電気工作物保安管理業務と書いてあるわけではない。電気設備の保安管理業務といった名称でもって読み込んでいる。他の県とか市は、やはり建物の管理に関する契約というような条例、規則、要綱、要領の規定で自家用電気工作物を長期継続契約の対象にしている。

はっきりと書かれているところもある。大阪府の堺市では「堺市長期継続契約の締結に関する要綱」を定めていて、別表に「建物及び建物の附帯設備等の維持管理業務」があるが、その中に明確に自家用電気工作物保安管理業務を長期継続契約の対象にすると書いてある。

同じくひたちなか市も「長期継続契約の導入について」という業者あての文書に「長期継続契約により締結することができる業務等」があり、その中の「役務の提供を受ける契約」に「設備等保守業務」が挙げられている。その適用例としては「庁舎及びその他の施設の設備、機器等の保守点検・管理等業務委託」となっているが、その中に「自家用電気工作物保安業務委託」と明確に書かれている。

これらは法に違反して長期継続契約を適用しているのか。これらはほんの一例で、実際にインターネットで調べれば、まだまだ自家用電気工作物について長期継続契約を適用している都市は出てくる。

こういう事実がありながら、しかも、資料の最後に添付しているが、川崎市が平成27年度予算編成方針で、今後200億円も収支不足になるということをして市長自らが認めて、各所属は、予算の策定において十分考慮するようという、市長からの方針が出ているにもかかわらず、また、他都市で自家用電気工作物保安管理業務について要綱、要領等で明確に長期継続契約の対象としているという現実がありながら、しかも、神奈川県でも明確に規則改正をして自家

用電気工作物保安管理業務を対象にしているということを踏まえても、なお、川崎市の契約課は、それは自治令に違反していると言いつつ最後まで言い切ることができるのか。違反しているというのは誰が決定したのか。財政局長は今後200億円収支不足になるという資料を市長に出しているわけで、財政局長が本当にこれは法に違反しているという見解を出しているのか。

すでに他の県市で採用している事例が幾らでもある。それでも導入しないというのはなぜなのか。それは法令に違反しているからだということであれば、ぜひ法を所管している総務省に確認をとってもらいたい。川崎市だけが単独で、これは法令に違反しているから川崎市では導入しないということでは、市民としては納得できない。

2 関係職員の陳述

陳述の際、関係職員が説明した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 総務局

ア 公文書館における自家用電気工作物保安管理業務委託

当該契約の随意契約理由としては、長年にわたり点検業務を行っていることで、当該業者に信頼が置けること、常時24時間体制で緊急事態に対応できること、当該担当の事務所が近隣にあること、長年にわたり公文書館の電気設備の保守点検を行うことにより、施設や設備に熟知しており、異常発生時の緊急時にも適確に対応できること、委託料の前納制度があり、それによって割引を受けられることなどである。

しかしながら、総務局では、平成26年7月に機械警備業務委託について住民監査請求が行われたことから、同年8月6日付けで「契約事務の適正な執行について」という局長名の通知を発し、これまで指名競争入札や特命随意契約を行ってきた案件について、その理由・事情を慎重に検証し、必要な見直しに取り組んでいるところである。

自家用電気工作物保安管理業務委託についても、電気事業法施行規則の改正内容を調査したところ、経済産業省の関東東北産業保安管理部電力安全課において公表している電気保安法人一覧において、当該業務を実施可能な本市登録業者が複数存在することが確認でき、競争性のある契約方法が可能であると考えている。

以上のことから、公文書館では当該契約について、平成27年度以降、特命随意契約によらず、より競争性を発揮した契約方法により実施していく。

イ 危機管理室における自家用電気工作物保安管理業務委託

平成26年度の当該契約における随意契約の理由の要旨は、次の3点であ

る。

- ・当該事業者は、電気事業法施行規則第52条の2第2号に定める基準を満たした事業者であること
- ・当該事業者は保安管理業務を委託するものとして、経済産業省へ届け出ていること
- ・当該事業者は、本市各施設における自家用電気工作物の保安管理業務の実績もあり、当該契約の対象設備を熟知していること

契約方式の見直しについて、総務局では、平成26年7月に機械警備業務委託について住民監査請求が行われたことから、同年8月6日付け26川総庶第1021号「契約事務の適正な執行について」という通知を出しており、これに基づいて、これまで指名競争入札や特命随意契約を行ってきた案件について、その理由・事情を慎重に検証し、必要な見直しに取り組んでいるところである。

危機管理室における自家用電気工作物保安管理業務委託についても、電気事業法施行規則の改正内容を調査したところ、経済産業省の関東東北産業保安管理部電力安全課において公表している電気保安法人一覧において、当該業務を実施可能である本市登録業者が複数存在しており、競争性のある契約方法が可能であることを確認した。

競争性の確保は、地方自治体の契約事務として重要であり、危機管理室では当該契約について、平成27年度以降は、契約の競争性が確保できるよう、業者の選定方法を見積合せ又は競争入札へ見直していく。

(2) 市民・こども局

ア 川崎市平和館自家用電気工作物保安管理業務委託契約

従前の特命随意契約の理由として、自家用電気工作物保安業務の主任技術者の選任ができないため、施設開設時に関東電気保安協会と委託契約することによる主任技術者不選任承認申請書を当時の通産省関東通商産業局長あてに提出していることを挙げていた。

平成26年9月9日付けの「川崎市職員措置請求について(公表)」、また、同年9月16日付け「随意契約の適正な執行について(通知)」を受けて、当該契約の再検証を行った。その結果、経済産業大臣又は経済産業局長の承認を受ければ、保安管理業務の受託者となることが可能になっていることを確認した。

すでに競争性のある契約方法を適用している部署等もあることから、今後の契約方法について見直しを行うこととし、来年度についても、3名以上の者から見積書を徴することで競争性が担保されるものとする。

イ こども家庭センター自家用電気工作物保安管理業務委託契約

これまでの特命随意契約の理由として、自家用電気工作物の点検業務は保安規程に基づき毎月実施することと定められているが、無停電の絶縁監視装置を設置した場合は、隔月での実施でよいとされていること、また、一般に自家用電気工作物点検業務のみについては他社でも行うことができるが、他社の場合、無停電の絶縁監視装置を持っていないことから、毎月の点検が必要となり、絶縁装置設置を含む隔月の委託契約を締結することができないこと、今回の選定業者である関東電気保安協会神奈川事業本部については委託契約に無停電の絶縁監視装置設置までを含むことができ、また、委託期間に合わせてその設置等が迅速に対応できる事業所であるため、隔月の定検実施とすることができる、また、委託期間中、無停電の絶縁監視装置を設置することにより漏電の監視も併せて行えることから、不測の事態にも迅速に対応ができること、こども家庭センターは、定員40名の一時保護所を併設しているため、24時間機能している必要があり、また、保護児童にとっては家庭と同等の日常の生活空間でもあるため、一般とは性質が異なる事業所であり、不測の事態に対応できる無停電の絶縁監視装置の設置は必須であること、以上の理由により、本件は関東電気保安協会神奈川事業本部と随意契約を締結したものである。

今回、契約の再検証を行ったが、その過程で、個人の電気管理者と電気保安協会のみ認められていた自家用電気工作物の保安管理業務が、電気事業法等の改正によって、平成16年1月から電気事業法施行規則に掲げられた要件を満たし、なおかつ、経済産業大臣又は経済産業局長の承認を受ければ、保安管理業務の受託者となることが可能となっていたことを確認した。

また、上記の特命随意契約の理由についても、関東電気保安協会以外でも対応が可能であることを確認したことから、今後は競争性のある契約方法に見直すこととした。

平成27年度以降については、これまで行っていた方法を改め、3名以上の者から見積書を徴する形で競争性を確保していきたいと考える。

ウ 北部地域療育センター自家用電気工作物保安管理業務委託契約

従来の特命随意契約の理由については、上記ア（平和館）と同様である。

平成27年度以降の契約方法については、当センターは27年4月1日から指定管理者による管理運営を行うことになっているため、当該契約に関して、市は契約主体とはならない。

(3) 経済労働局

ア 農業振興センター農地課における自家用電気工作物保安管理業務委託（二

ヶ領本川小泉堰代替ポンプ施設)

特命随意契約の理由としては、本施設は多摩区登戸に存在し、二ヶ領本川から付近の農地への農業用水を配分するためのポンプ施設であり、委託内容については、受電設備に関する保安管理業務となっている。また、当施設は平成21年度に地元から寄付受納した施設であるが、寄付受納前の平成17年度から継続して関東電気保安協会が受託しており、当電気施設の過去の点検状況や異常発生箇所等の情報について精通しているため、緊急時に迅速な対応が可能なことなどから、当該事業者と特命随意契約を締結しているものである。

しかしながら、平成26年9月9日付けの監査委員意見及び同年9月16日付けの財政局長通知「随意契約の適正な執行について」を踏まえ、本件契約について再検証を行った結果、地方自治体の契約においては競争性の確保が重要な観点であることから、平成27年度以降については、安全・確実な施設管理に留意しつつ、入札、見積合せなど、より競争性の高い契約方法を適用していきたいと考える。

イ 農業振興センター農業技術支援センターにおける自家用電気工作物保安管理業務委託

特命随意契約の理由として、当センターは、一般市民の利用に開放されている施設となっているが、40年以上経過した古い施設であるほか、センター内には熱帯果樹温室や育苗温室等の特殊な電気系統の施設もあることから、突発的な故障等の発生が懸念されている。関東電気保安協会は、過去の漏電箇所等の点検情報を把握・精通しているため、電気施設関係の緊急時の迅速な対応や未然の事故防止等の措置が講じられ、市民利用施設として市民に安心して利用いただくことが可能となる。

加えて、川崎市業務委託有資格者名簿「施設維持管理 電気・機械設備保守点検」に登録があり、指名停止の措置も受けていない。

以上の理由から、当該事業者を特命随意契約先としている。

しかしながら、上記ア（農業振興センター農地課）と同様に、監査委員の意見及び財政局長の通知を受けて、本件契約についても再検証を行った。

その結果、地方自治体の契約においては競争性の確保が重要な観点であることから、次年度からは、すでに競争性のある契約方法を適用している他の契約案件と同様に、施設を利用する市民の安全の確保に十分配慮しながら、より競争性の高い契約方法を検討し適用していく。

(4) 健康福祉局

ア さいわい健康福祉プラザ及び幸こども文化センター自家用電気工作物の保

安管理業務

平成27年度以降の契約方法については、これまでの特命随意契約を改め、見積合せにて執行する。

見直しに至った経緯としては、平成26年10月17日付け財政局長通知に基づき、随意契約の適正化の観点から再検証を行った結果による。

従前の特命随意契約の理由としては、当該施設は自家用電気工作物保安業務の主任技術者の選任ができないため、施設開設時に関東電気保安協会との委託契約締結による主任技術者不選任承認申請書を通産省関東通商産業局長宛てに提出してきたことによる。

これについての検証内容としては、請求人の申立てのとおり、電気事業法施行規則の改正により、民間法人でも受託が可能となっている状況であることから、従前の特命随意契約を継続することは適切でなく、より競争性のある契約方法にて執行すべきとの判断に至ったものである。

イ 地域福祉施設ちどり自家用電気工作物の保安業務

当施設は昭和59年に開設した複合施設で、電気主任技術者の選任ができないため、当時の不選任承認制度に基づき、指定法人である関東電気保安協会に特命随意契約により委託を開始し、現在まで実績及び社会的な評価も高い当協会に毎年委託を継続してきた。

しかしながら、平成26年10月17日付け財政局長通知を受け、見直し作業を行った結果、平成16年に当時の指定法人制度が廃止され、一定の要件を満たす民間法人等も委託対象とすることができることを確認したため、平成27年度以降の保安管理業務の委託契約については、これまでの契約方法を改め、見積合せ等の適切な契約方法で執行したいと考える。

(5) 高津区役所

川崎市高津市民館・図書館橘分館自家用電気工作物保安管理業務委託

対象施設は高津市民館・図書館橘分館で、一般にはプラザ橘の名称で親しまれている。

従来の特命随意契約の理由として、関東電気保安協会は経済産業省の監督下にある団体で業務が確実であること、また、当協会に委託することで施設の職員から電気主任技術者を選任せずに済むことから、特命随意契約としていた。

しかしながら、今回、本契約について、高津区役所としては、平成26年9月9日付け住民監査請求監査結果における付帯意見及び同年9月16日付け通知「随意契約の適正な執行について」などを踏まえ、現在の契約内容を精査し見直すこととした。

その理由としては、従前、個人の電気管理技術者及び財団法人電気保安協会

のみ保安管理業務を委託することで不選任承認制度が発効したが、電気事業法施行規則が改正されたことにより、平成16年1月より同規則の基準を満たし、監督官庁の承認を受けている法人も、当該外部委託承認制度の対象となったことから、現在では財団法人電気保安協会以外の基準を満たす法人との委託契約を妨げる理由はなく、複数の事業者を比較検討した上での契約が望ましいと判断したことによる。

また、川崎市では契約事業者の業者登録制度をとっているが、当該業務を受託する業者として、経済産業省の外部委託承認制度により承認を受けた業者が複数存在している。

よって、業務実績等を勘案し、見積業者を選定し、価格競争原理を導入することが可能という結論に至った。

そして、平成27年度以降の契約は、3者以上の見積合せにより執行していくこととした。

(6) 教育委員会事務局

ア 川崎市立学校自家用電気工作物保安管理業務委託

川崎市立学校については、小中高等学校及び特別支援学校を合わせると、現在、全体で174校あるが、そのうち管理業務を包括委託している学校を除いた168校において、これまで自家用電気工作物保安管理業務を関東電気保安協会に委託している。

学校施設については、10万人を超える児童生徒が日々活動している。また、非常災害時には地域の防災拠点又は避難所として指定されていることから、その安全性については極めて重要であると認識している。このため、措置請求書の11(1)にある(ア)から(エ)については、学校施設の安全性を確保する上で、当該業務に求められる水準を示したものであり、特命随意契約の直接的な理由としては、その後続く(オ)から(キ)になると考える。

平成22年度に契約方法の見直しを検討するため、電気保安法人一覧に記載されている市内業者のうち、当時本市に登録されている5業者をヒアリング対象として、①160校規模や市域全体に対応できる体制が各社においてあるかどうか、②2時間以内で現場へ到着できるかどうか、③絶縁監視装置等の相当の初期投資が必要な中で、単年度契約での対応、について聴取を行った結果、本業務の履行を可とした事業者は当時、関東電気保安協会のみと判断したものと考える。

その後、平成26年9月9日に住民監査請求監査結果において意見が示されたこともあり、また状況としては、電気事業法施行規則の改正により、平

成16年から保安業務が自由化されてから一定期間経過しており、平成22年度に各業者にヒアリングを行ってからも一定期間が経過しているため、その間、参入事業者が増加していることも確認している。

また、学校は160校一括した契約を行っているが、それを分割した場合の安全性についても、他の自治体の学校施設における同業務の契約実績等がある。これらを踏まえて改めて契約方法の見直しを行い、来年度については、ある程度グループ分けをして、1件当たりの校数を絞ることも可能になってきていると認識している。来年度以降は、競争性の高い契約方法を実施していく。

イ 高津図書館自家用電気工作物保安管理業務委託

特命随意契約の理由として、高津図書館は昭和63年に現在地に新築移転し、26年が経過している。当該施設の自家用電気工作物保安管理業務委託の業者選定に当たっては、絶縁監視装置による漏電の監視について、24時間体制で対応しているとともに、夜間の警報発生時には、緊急連絡先への通報、さらに当該電気工作物の状態の確認・点検・報告のための保安業務従事者派遣も24時間実施可能な業者であること、また、設備の経年劣化の状況や過去の点検状況を把握しており、設備の故障・事故が発生した場合、市民利用施設の図書館運営に支障をきたさない迅速かつ的確な対応が可能であることから、最も安全な管理体制であるとの認識により業者を選定し、関東電気保安協会と特命随意契約を締結してきた。

次に、教育委員会事務局の考え方については、平成26年9月9日付けの住民監査請求監査結果における付帯意見を踏まえ、教育委員会事務局において、本件契約について再検証した結果、地方自治体の契約においては競争性の確保が原則であることを鑑み、来年度以降の本件契約については、施設の安全性を確保しつつ、すでに競争性のある契約方法を適用している他の契約案件と同様に、見積合せなど競争性の高い契約方法を適用していく。

ウ ゆうゆう広場たかつ自家用電気工作物保安管理業務委託

特命随意契約の理由としては、当該施設の建物は、1階が保育所（みぞのくち保育園）、2階がゆうゆう広場たかつとなっている。当該施設の自家用電気工作物保安管理業務委託の業者選定においては、当該施設が受電盤を同一とする民間保育園との複合施設であり、休日・夜間事故等の場合にも、施設の運営に支障をきたさないよう迅速な復旧を行う必要があるため、遠隔監視装置があり、24時間無償の緊急対応が可能な体制を確保している業者であること、また、電気事業法により電気事業者及び自家用電気工作物の設置者は、電気主任技術者の免状を有する者の中から主任技術者を選任しなければ

ならないと義務づけられており、保安業務を専門として行う業者に業務を委託することができることから、本市における実績も豊富で、かつ当該自家用電気工作物を熟知し、信用・信頼できる関東電気保安協会を選定して特命随意契約を締結していた。

教育委員会の考え方としては、上記イ（高津図書館）とほぼ同様に、地方自治体の契約においては競争性の確保が原則であることを鑑み、来年度以降の本件契約については、仕様書等の見直しを行うとともに、施設の安全性を確保しつつ、総合教育センター他の総合管理業務委託契約に統合し、入札による契約方法を適用するなど、すでに競争性のある契約方法を適用している他の契約案件と同様に、より競争性の高い契約方法を検討し適用していきたいと考える。

3 事実関係の確認等

請求人の陳述、関係職員の陳述及び関係資料の調査等の結果、次のような事実関係を確認した。

(1) 自家用電気工作物保安管理業務の概要

ア 自家用電気工作物について

電気工作物とは発電、変電、送電、配電又は電気の使用のために設置する受電設備（機械、器具、ダム、水路、貯水池、電線路など）をいい、一般用電気工作物と事業用電気工作物とに大別される。一般用電気工作物とは、一般家庭、商店、小規模事業所等の屋内配線や一般家庭用太陽光発電など、比較的電圧が小さく安全性の高い電気工作物である。事業用電気工作物とは、一般用電気工作物以外の電気工作物をいうが、このうち電気事業の用に供する電気工作物以外のものを自家用電気工作物といい、電力会社から600Vを超える電圧で受電する電気設備や、一定出力以上の発電設備等がこれに該当する。

イ 自家用電気工作物保安管理業務委託について

自家用電気工作物を設置する者は、公共の安全の確保及び環境の保全を図るために、設置者自らが自己責任のもとに電気の保安を確保する義務があり、電気事業法の規定により、①保安規程を定め、国に届け出るとともに、当該規程を遵守すること、②自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を監督させるために電気主任技術者を選任し、国に届け出ること、などを行わなければならない。このうち②に関しては、例外として保安管理業務外部委託承認制度があり、一定の要件に該当する事業場について、自家用電気工作物保安管理業務（注：自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する

保安の監督に係る業務をいう。)を、国の承認を得て外部委託することができる。

ウ 電気事業法施行規則の改正による外部委託先の拡大

従前は、自家用電気工作物保安管理業務の外部委託先として、個人である電気管理技術者のほか、経済産業大臣が指定する法人のみが認められており、全国で10の電気保安協会が地域ごとに指定されていたが、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画(平成14年3月閣議決定)」に基づき、平成15年7月の電気事業法施行規則の改正(平成16年1月施行)により、この指定制度が廃止され、同施行規則に定める一定の要件を満たせば民間営利法人でも受託できるようになった。

この要件を満たしていることを経済産業省が確認し、自家用電気工作物保安管理業務を受託することを認められた法人を電気保安法人といい、経済産業省関東東北産業保安監督部電力安全課では、平成26年4月1日現在で125の電気保安法人を公表している。このうち、本市の競争入札参加有資格者として登録されている業者は、平成26年9月1日現在で16社存在する。

(2) 特命随意契約により行われている自家用電気工作物保安管理業務委託契約の状況

ア 電気事業法施行規則の改正の認識

平成26年度に行われた本件24件の契約にあたり、別表No.11～24の教育委員会事務局の契約を除いて、契約の各所管は、電気事業法施行規則改正によって外部委託先が拡大されていることを認識していなかった。なお、北部地域療育センターでは平成21年度、こども家庭センターでは平成23年度において、それぞれ見積合せが行われていたが、平成26年度契約の時点では、同施行規則の認識はされていなかった。

イ 特命随意契約の開始時期

本件の対象契約の大多数は、施設開設など、当初から関東電気保安協会との間で、特命による随意契約が行われていたものと推測される(一部については、関係文書の保管期限が経過しているため、確証はない)。

(ア) 電気事業法施行規則改正の施行(平成16年1月)前から特命による随意契約が行われていたものと推測される施設等

公文書館、防災行政無線設備、平和館、農業技術支援センター、さいわい健康福祉プラザ・幸こども文化センター、地域福祉施設ちどり、高津市民館・図書館橋分館、高津図書館、市立学校(一部、仮設校舎、新設校は、その時点から)(別表No.1～3、7～23)

- (イ) 平成 21 年度から特命による随意契約が行われていた施設
二ヶ領本川小泉堰代替ポンプ施設（平成 21 年度 寄付受納）（別表No. 6）
- (ウ) 平成 22 年 4 月から特命による随意契約が行われていた施設
北部地域療育センター（別表No. 5）
- (エ) 平成 24 年 4 月から特命による随意契約が行われていた施設
こども家庭センター、ゆうゆう広場たかつ（別表No. 4、24）

ウ 特命による随意契約理由

各契約の特命による随意契約理由は、前記 2 の関係職員の陳述のとおりであり、集約すると別表No. 11 を除き、おおむね次のとおりである。また、特命随意契約の契約根拠としては、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号を適用している契約が 11 件、第 1 号及び第 2 号を適用している契約が 12 件、第 2 号を適用している契約が 1 件であった。

- (ア) 長年にわたり業務を行い信頼がおける。豊富な事業実績を誇る。
- (イ) 長年契約し施設や設備に熟知しているので、緊急時に的確に対応できる。
- (ウ) 過去の実績及び社会的評価が高い。
- (エ) 継続性を重視。
- (オ) 電気保安法人としての基準を満たしている。
- (カ) 保安管理業務の事業者として経済産業省に届け出ている。
- (キ) 自家用電気工作物保安業務の主任技術者の選任ができないため、当該事業者が主任技術者の不選任承認申請書を通産省関東通商産業局長（当時）あてに提出している。
- (ク) 常時 24 時間体制で緊急事態に迅速な対応ができる。
- (ケ) 委託料の前納制度により割引を受けられ、低廉な経費となる。
また、個別の理由として、次のようなものがあった。
- (ア) 指名停止の措置を受けていない。
- (イ) 事業所が近い。
- (ウ) 他社の場合、無停電の絶縁監視装置を持っていない。

さらに、別表No. 11 は、159 の学校をまとめて、次の理由により自治令第 167 条の 2 第 2 号を適用していた。

- (ア) 避難施設として電気関係の迅速な復旧作業が求められる。
- (イ) 他の事業者では、① 160 校規模や市域全体に対応できる体制が確保できない、② 電気事業法施行規則の運用指針に規定される 2 時間以内の現場への到着が困難、③ 絶縁監視装置等の多額の初期投資が必要なため単年度契約での対応が困難等

(3) 本市において見積合せ等を行っている施設の自家用電気工作物保安管理業務委託契約の状況

請求人から提出された【事実証明書3】に基づき調査したところ、記載されている38件の自家用電気工作物保安管理業務委託について、いずれも請求人の主張どおり、平成26年度において見積合せ等の競争性のある契約方法により執行されており、関東電気保安協会以外の電気保安法人等が受注した事案は27件であった。ちなみに、これら38件の契約は、平成18年度以降に競争性が導入されていた。また、電気事業法施行規則の改正がどのように認識されたかについては不明であった。

なお、次のような、施設等の総合管理方式により、自家用電気工作物保安管理業務も含めて管理を委託している契約もみられた。

例1：北部市場施設保守管理業務委託

平成26年度契約金額：81,000,000円

委託業者：セントラル総業株式会社

履行期間：平成26年4月1日～27年3月31日

契約方法：指名競争入札

例2：教育文化会館総合管理運営業務委託

平成26年度契約金額：62,920,800円

委託業者：秋山商事株式会社

履行期間：平成26年4月1日～27年3月31日

契約方法：指名競争入札

(4) 本市の業務委託契約に係る契約方法見直しの取組

ア 財政局による取組

平成26年7月14日付け川崎市職員措置請求書（機械警備委託に係る契約方法に関する住民監査請求）に対する監査結果（平成26年9月9日付け26川監第353号。以下「平成26年9月監査結果」という。）では、6件の機械警備委託契約について、特命随意契約とすべき理由はないとして契約方法を改めるよう市長及び教育委員会に対して勧告したところであるが、その付帯意見において、機械警備委託以外の契約についても、1者による特命随意契約を行っている場合はその理由等を再検証するよう求めていた。

これを受けて本市ではまず、平成26年9月16日付け財政局長通知（26川財契第5015号「随意契約の適正な執行について」。以下「平成26年9月財政局長通知」という。）において、各局（室）区に対し、業務委託契約に係る特命随意契約理由の検証等を求めた。

続いて同年10月17日付けで財政局長から「随意契約の適正な執行の推

進に向けた調査について(照会)」(26川財契第5982号。以下「平成26年10月財政局調査」という。)が発せられ、各局(室)区における特命随意契約の見直しの状況について調査が行われた。

イ 本件措置請求に係る契約案件の所管局区における取組

(ア) 総務局

総務局では、平成26年7月14日付け川崎市職員措置請求書が提出されたことを踏まえ、同年8月6日付け総務局長通知「契約事務の適正な執行について」(26川総庶第1021号)を局内各部(室)長あてに発し、契約方法の見直しに着手した。

この中で、自家用電気工作物保安管理業務委託を含め検証を行った結果、競争性のある契約方法が可能であると判断し、本件措置請求の対象となっている2件の特命随意契約を、平成27年度から改めることに決定した。

なお、同年11月13日付けで本件措置請求が提出されたことを踏まえ、同年11月26日付け総務局長通知「契約事務の適正な執行について」(26川総庶第1714号)(局長決裁)が各部(室)長あてに発せられ、この中で、自家用電気工作物保安管理業務委託については平成27年度から競争性のある契約方法の採用を徹底することとされた。

(イ) 市民・こども局

市民・こども局では、平成26年9月監査結果及び平成26年9月財政局長通知を踏まえ、本件措置請求の対象となっている3件の特命随意契約のうち、平成27年度から指定管理者による施設管理に移行する北部地域療育センターを除く2件を含め検証を行い、当該2件はいずれも平成27年度から競争性のある契約方法に改めることを決定した。

なお、同年11月13日付けで本件措置請求が提出されたことを踏まえ、同年11月26日付け市民・こども局長通知「契約事務の適正な執行について」(26川市庶第994号)(局長決裁)が各部(室・所)長あてに発せられ、この中で、自家用電気工作物保安管理業務委託については平成27年度から競争性のある契約方法の採用を徹底することとされた。

(ウ) 経済労働局

経済労働局では、平成26年9月監査結果及び平成26年9月財政局長通知を踏まえ、本件措置請求の対象となっている2件の特命随意契約を含め検証を行い、当該2件はいずれも平成27年度から競争性のある契約方法に改めることを決定した。

なお、同年11月13日付けで本件措置請求が提出されたことを踏まえ、同年11月26日付け経済労働局長通知「契約事務の適正な執行について」

(26川経庶第884号)(局長決裁)が各部(室)長あてに発せられ、この中で、自家用電気工作物保安管理業務委託については平成27年度から競争性のある契約方法の採用を徹底することとされた。

(エ) 健康福祉局

健康福祉局では、平成26年10月財政局調査に基づき、本件措置請求の対象となっている2件の特命随意契約を含め検証を行い、当該2件はいずれも平成27年度から競争性のある契約方法に改めることを決定した。

なお、同年11月13日付けで本件措置請求が提出されたことを踏まえ、同年11月27日付け健康福祉局長通知「業務委託における契約事務の適正な執行について」(26川健庶第1648号)(局長決裁)が各課・所属長あてに発せられ、この中で、自家用電気工作物保安管理業務委託については平成27年度から競争性のある契約方法の採用を徹底することとされた。

(オ) 高津区役所

高津区役所では、平成26年9月監査結果及び平成26年9月財政局長通知を踏まえ、本件措置請求の対象となっている特命随意契約を含め検証を行い、当該契約案件は平成27年度から競争性のある契約方法に改めることを決定した。

なお、同年11月13日付けで本件措置請求が提出されたことを踏まえ、同年11月26日付け高津区長通知「随意契約の適正な執行について」(26川高総第781号)(区長決裁)が各課(所)長あてに発せられ、この中で、自家用電気工作物保安管理業務委託については平成27年度から競争性のある契約方法の採用を徹底することとされた。

(カ) 教育委員会事務局

教育委員会事務局では、平成26年9月監査結果を踏まえ、本件措置請求の対象となっている14件の特命随意契約を含め検証を行い、当該14件はいずれも平成27年度から競争性のある契約方法に改めることを決定した。

なお、同年11月13日付けで本件措置請求が提出されたことを踏まえ、同年11月26日付け教育長通知「契約事務の適正な執行について」(26川教庶第705号)(教育長決裁)が各部(室)長あてに発せられ、この中で、自家用電気工作物保安管理業務委託については平成27年度から競争性のある契約方法の採用を徹底することとされた。

(5) 北部地域療育センターの自家用電気工作物保安管理業務委託契約について

北部地域療育センターは、平成26年第1回川崎市議会定例会において、指定

管理者の指定について議決を得たことから、平成27年4月から、指定管理者（社会福祉法人同愛会）による管理運営に移行することが決定した。よって、自家用電気工作物保安管理業務委託契約については、指定管理者が契約を締結することとなり、平成27年度以降は本市が契約を行わないことを確認した。

4 監査委員の判断

(1) 自治体の契約の原則等について

自治体が請負等の契約を行おうとする場合、法においては一般競争入札によることが原則とされており、その例外の一つとして、自治令第167条の2第1項第1号から第9号において、随意契約とすることができる要件が定められている。

本市の場合、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号。以下「契約規則」という。）第24条の2第5号において、自家用電気工作物保安管理業務について第1号を適用できるのは100万円以下の契約とされており、事務取扱通知において、3者以上の見積合せにより契約を行うこととされている。

また、第2号から第9号を適用する場合は、契約金額にかかわらず随意契約によることができるが、前記各号に該当する理由を具体的に明らかにする必要がある。

そして、前記3(1)ウに記載したとおり、電気事業法施行規則の改正により、本市施設の自家用電気工作物保安管理業務について受託可能な民間法人が複数存在するようになり、前記3(3)でみたとおり、平成26年度においてすでに複数業者による競争性のある契約方法により執行されている事案が多数存在する。

(2) 本件の特命随意契約の合理性について

前記(1)の事情の下で、別表記載の24件の特命随意契約について合理性があるかを検討する。

ア 本件の24件の契約のうち、別表No.1～8、10、23、24の11件の契約については、自治令第167条の2第1項第1号を適用しているにもかかわらず、見積合せを行わないまま1者による特命随意契約を締結しており、契約規則及び事務取扱通知に従った適正な契約方法となっていない。

次に別表No.9、12～22の12件の契約については、自治令第167条の2第1項第1号及び第2号を適用した上、見積合せを行わず、1者による特命随意契約理由を列挙したうえで契約を行っている。しかしながら、第2号は特命により1者と契約を締結することを前提としており、3者以上の見積合せを必要とする第1号を同時に適用する余地はないため、前記の契約根拠は不適切である。

また、別表No.11は、第2号を適用し、1者による特命随意契約理由を列挙

したうえで契約を行っている。

イ 契約根拠条項にかかわらず、随意契約理由を確認したところ、前記3（2）ウのとおりであり、別表No.1 1を除き、関東電気保安協会以外の事業者との比較検証は行われておらず、列挙された理由も、特命随意契約の理由としては具体的なものとなっていない。

また、別表No.1 1は、電気事業法施行規則改正を踏まえ一定の事業者について比較検証を行っており、契約規模が大きいことなどから、特命随意契約の理由も一応存在したものと考えられる。しかしながら、所管部署の陳述にもあるとおり、グループ分けを検討するなど、競争性のある契約方法にするよう見直しを行うべきである。

なお、本件24件の契約全てについて、各所管部署は、請求人の主張に対する反論及び当該契約事案の特命随意契約理由の合理性についての主張を行っておらず、別表No.5の平成27年度以降は指定管理者制度へ移行する北部地域療育センターを除く23件の契約について、競争性のある契約方法に改めるとしている。

ウ 以上のことから、本件24件の契約全てについて、特命随意契約によることに合理性があるとは認められない。

（3） 請求人の求める措置について

請求人は、本件24件の契約について、平成27年度以降、特命随意契約とはせず、より競争性のある契約方法に改めるよう勧告することを求めている。

前記3（4）ア及びイで確認したとおり、本件措置請求に係る24件の契約の所管局（区）においては、いずれも本件措置請求が提出される平成26年11月13日より前から、自家用電気工作物保安管理業務を含む業務委託契約について、特命随意契約理由の検証、契約方法の見直しに着手している。

さらに、本件措置請求の提出を踏まえ、いずれの局（区）においても、同年11月26日又は27日に、局（区）長の決裁により、契約事務（随意契約）の適正な執行を求める局（区）長名の通知が当該局（区）内の各所属に発せられ、この中で、自家用電気工作物保安管理業務委託については平成27年度から競争性のある契約方法の採用を徹底することとされている。

これらの取組により、前記3（4）イに記載したとおり、同年12月1日の関係職員陳述において、本件措置請求に係る24件の契約のうち、指定管理者制度の導入により本市による契約自体が消滅する別表No.5を除く23件全てについて、平成27年度から契約方法を見直し、競争性のある契約方法を導入することが所管局（区）で決定されている旨が明言され、資料「住民監査請求に対する市の考え方」に添付して上記局（区）長通知の写しも提出された。

よって、この局（区）長通知に反して平成27年度以降も特命随意契約が行われることは想定できない。

（４） 結論

以上のことから、本件の24件の自家用電気工作物保安管理業務委託について、特命随意契約に合理性はないとする請求人の主張には理由がある。しかしながら、北部地域療育センターを除く23件の契約については、平成27年度以降、競争性のある契約方法を導入することがすでに市として意思決定されており、当該契約について競争性のある契約方法が導入されないことが、法第242条第1項に定める「当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される」場合に当たるとは言えないことから、本件措置請求を棄却する。

なお、北部地域療育センターに係る契約（別表No.5）については、指定管理者制度への移行により、当該施設に係る自家用電気工作物保安管理業務委託は、平成27年度から指定管理者が契約の当事者となるため、本市による契約は消滅し、請求の対象となる財務会計上の行為自体が存在しなくなることから、当該契約に係る措置請求はこれを却下する。

5 意見

監査結果は以上のとおりであるが、今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

（１） 契約事務の適正な執行について

契約事務に際して、その都度関連法令の確認など事務処理の適正を検討することなく、前例を踏襲している事例が多数見受けられた。また、自治令第167条の2第1項に定める随意契約の適用条項に関して、本市の取扱いを踏まえた正確な運用がなされていない事例が多数あった。

このことについては、平成26年9月監査結果においても同様の意見を述べたところであるが、全庁的な契約制度の周知のあり方を再検証するとともに、周知徹底や研修等の充実を図り、契約事務を適正に執行するよう、改めて強く要望する。

（２） 契約方法の見直し等が必要な法令等の改正を周知する仕組みについて

自家用電気工作物保安管理業務委託契約が適正に実施されなかった大きな要因として、電気事業法施行規則の改正が、全庁的に周知、認識されていなかったことがある。

本市の契約制度を所管している財政局契約課において、各種契約に影響を与える法令等の改正を全て把握することは現状では難しいと思われる。しかしながら、今回の事案のような契約事務に大きな影響を与える法令等の改正が行わ

れた場合には、契約課にその情報が集約され、契約課を通じて全庁に周知される仕組みが必要と考えられるので、検討されたい。

(3) 北部地域療育センター指定管理者に対する的確な引継ぎについて

北部地域療育センターについては平成27年度から指定管理者制度に移行し、指定管理者がその管理を行うことから、契約事務についてもその当事者となる。よって、今回の監査を通じて明らかになった課題等を的確に指定管理者へ引き継いでいくことを要望する。

※ 請求書本文については、請求人の職業を省略したほか、当初提出された原文のまま記載した。

※ 本文中、提出された資料は添付を省略した。

別表

本件措置請求に係る特命随意契約による平成26年度契約案件(24件)

No.	局 区	予算執行課	件 名	契約区分	契約金額	業 者 名	随意契約 根拠規定
1	総務局	公文書館	公文書館自家用電気工作物保安管理業務委託	自所属契約	254,858	一般財団法人関東電気保安協会神奈川事業本部	第1号
2	総務局	危機管理室	平成26年度防災行政無線設備自家用電気工作物保安管理及び検査業務委託	自所属契約	473,027	一般財団法人関東電気保安協会神奈川事業本部	第1号
3	市民・子ども局	平和館	川崎市平和館自家用電気工作物保守管理業務	自所属契約	257,320	一般財団法人関東電気保安協会神奈川事業本部	第1号
4	市民・子ども局	子ども家庭センター総合支援課	平成26年度自家用電気工作物保安管理業務委託	自所属契約	254,858	一般財団法人関東電気保安協会神奈川事業本部	第1号
5	市民・子ども局	北部地域療育センター	自家用電気工作物保安管理業務委託	自所属契約	197,359	一般財団法人関東電気保安協会神奈川事業本部	第1号
6	経済労働局	農業振興センター農地課	二ヶ領本川小泉堰代替ポンプ施設自家用電気工作物保安管理業務委託	自所属契約	183,448	一般財団法人関東電気保安協会神奈川事業本部	第1号
7	経済労働局	農業技術支援センター	自家用電気工作物保安管理業務委託	自所属契約	171,504	一般財団法人関東電気保安協会神奈川事業本部	第1号
8	健康福祉局	高齢者在宅サービス課	平成26年度さいわい健康福祉プラザ及びびっぴり文化センター自家用電気工作物保守管理業務委託	自所属契約	203,148	一般財団法人関東電気保安協会神奈川事業本部	第1号
9	健康福祉局	障害福祉課	地域福祉施設ちどり自家用電気工作物の保安業務	自所属契約	171,504	一般財団法人関東電気保安協会神奈川事業本部	第1号 第2号
10	高津区役所	生涯学習支援課	川崎市高津市民館・図書館橋分館自家用電気工作物保安管理業務委託	自所属契約	222,674	一般財団法人関東電気保安協会神奈川事業本部	第1号
11	教育委員会事務局	教育環境整備推進室	川崎市立学校自家用電気工作物保安管理業務	自所属契約	34,606,660	一般財団法人関東電気保安協会神奈川事業本部	第2号
12	教育委員会事務局	教育環境整備推進室	川崎市立川崎高等学校仮設校舎自家用電気工作物保安管理業務	自所属契約	340,264	一般財団法人関東電気保安協会神奈川事業本部	第1号 第2号
13	教育委員会事務局	教育環境整備推進室	川崎市立御幸小学校自家用電気工作物保安管理業務	自所属契約	340,264	一般財団法人関東電気保安協会神奈川事業本部	第1号 第2号
14	教育委員会事務局	教育環境整備推進室	川崎市立子母口小学校仮設校舎自家用電気工作物保安管理業務	自所属契約	316,042	一般財団法人関東電気保安協会神奈川事業本部	第1号 第2号
15	教育委員会事務局	教育環境整備推進室	川崎市立大師中学校自家用電気工作物保安管理業務	自所属契約	265,291	一般財団法人関東電気保安協会神奈川事業本部	第1号 第2号
16	教育委員会事務局	教育環境整備推進室	川崎市立西丸子小学校自家用電気工作物保安管理業務	自所属契約	256,255	一般財団法人関東電気保安協会神奈川事業本部	第1号 第2号
17	教育委員会事務局	教育環境整備推進室	川崎市立大谷戸小学校仮設校舎自家用電気工作物保安管理業務	自所属契約	241,068	一般財団法人関東電気保安協会神奈川事業本部	第1号 第2号
18	教育委員会事務局	教育環境整備推進室	川崎市立上丸子小学校仮設校舎自家用電気工作物保安管理業務	自所属契約	241,068	一般財団法人関東電気保安協会神奈川事業本部	第1号 第2号
19	教育委員会事務局	教育環境整備推進室	川崎市立日吉小学校自家用電気工作物保安管理業務	自所属契約	241,068	一般財団法人関東電気保安協会神奈川事業本部	第1号 第2号
20	教育委員会事務局	教育環境整備推進室	川崎市立久末小学校自家用電気工作物保安管理業務	自所属契約	207,619	一般財団法人関東電気保安協会神奈川事業本部	第1号 第2号
21	教育委員会事務局	教育環境整備推進室	川崎市立渡田小学校自家用電気工作物保安管理業務	自所属契約	190,317	一般財団法人関東電気保安協会神奈川事業本部	第1号 第2号
22	教育委員会事務局	教育環境整備推進室	川崎市立下平間小学校自家用電気工作物保安管理業務	自所属契約	190,317	一般財団法人関東電気保安協会神奈川事業本部	第1号 第2号
23	教育委員会事務局	高津図書館	高津図書館自家用電気工作物保安管理業務の委託及び契約の締結について(伺い)	自所属契約	222,674	一般財団法人関東電気保安協会神奈川事業本部	第1号
24	教育委員会事務局	総合教育センター総務室	ゆうゆう広場たかつ自家用電気工作物保安管理業務委託	自所属契約	168,674	一般財団法人関東電気保安協会神奈川事業本部	第1号